



39
407

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

始



特220
167



貞操の解剖

法學士 大澤一六 著

大 京 社





最 近 の 著 者

序

男女の關係は多趣、多様である。一眼チラリツと見たのが縁で一生添え遂げて微動だもしない野合夫婦もあれば、三々九度の盃でガツチリと固めて置きながら棺に足を入れかける頃に離婚話で騒ぐ正式夫婦もある。しかも夫婦喧嘩は犬も喰はぬと言はれる程で、内容も又千變萬化だ。一寸先きの見當さへつかない場合もある。

夫婦にならないので六かしい問題を起すのもあり、夫婦にならうとしたのをお止めにするので矢筈しい事になるものもある。所でドンな折でも、婦人には「貞操」と云ふ特別な珠があることになつてゐる。其上法律には全國民に一律一體な結婚の特別の形式が定めてある。だから正式の夫婦、内縁、私通、姦通、賣淫、強姦とジャズになつて來ると、男女の關係は愈々事がコンガラからざるを得ない。

しかも世態、人情、風俗は、日に日に變るスピード時代だ。時勢の進轉は目まぐるしい。

其所で文字に書かれた法律が、條文だけ光らせて居ても、男女間の問題を一刀兩斷に、或は十把一束にサツサと片づけ終せるわけには行かない。法律と云ふ指物が其時代にどう働らく事になるかが面白い問題として裁判所に浮んで来る。

裁判官が千紫萬紅亂れ咲いた種も變れば品も違つてる色々の貞操事件を判斷して紛争界を乗り切つて來た道を調べると、其處に脈管に波うつ生きた事件と、トニ角筋目を立て、働いた法律との交錯點がハッキリとわかる。

民法第何條にかう書いてあると、六法全書の順序を追つて其條文だけを講義するならば、事は甚だ簡單だが、其本を丹念に讀んだ者でも、實際問題にブツつかつたら最後、男女の言ひ分亂れて糸の如しで一向緒口の見當がつかない事になる。

本書は男女間の節操問題で争はれた、裁判所の判決を求めて、其事實を調べて之を骨組みとして誰にも趣味深く讀めるやうに綴り合はせて説明したもので、決してロボットでは無い。臨床法律講義と云ふよりは、法律の實話物語化と云つたが良い。事件の當事者の名は變へてあるが、著者が机上でデツチ上げた事件は一つもない。筋を運んだ事件だけを讀んで頂いても結構、更に其によつて法律的に何ものかを攝られたら尙結構だ。著者は之によつても法律思想普及の願念の一端は達せられやうと考へてゐる。

本書讀後の批評と注意とを東京巢鴨一九一著者宛に送つて頂ければ望外の幸で、其によつて、更らに此種の著書の筆を執る勇氣が増すであらう。少くとも本書をもつと完全なものにする事が出来るであらう。

昭和六年九月

著者

實裁判 貞操の解剖 目次

婦人の貞操とは何を言ふのか

一 アダム・イヴの浮氣……………三
 ▼ものは試し……………四
 二 性交の相手……………五
 ▼自然色沙汰にも……………六
 ▼だから性交の相手は……………六
 三 紺屋高尾と大和撫子……………七
 ▼出刃庖丁を……………八
 四 不法交接——貞操蹂躪……………九
 ▼貞操権の抛棄と私通……………一〇
 ▼賣淫の取り持ち……………二〇
 ▼女の申し分は……………二二
 ▼世間の早熟娘……………三三

内縁の妻・夫

一 嬉しい時代……………一四
 ▼コソソリ投げ接吻……………一五
 二 小さい時から許嫁……………一六
 ▼許嫁といふ奴……………一七
 三 女房が逃げ出した……………一七
 ▼盛に誘ひの手を……………一八
 ▼逃げた女房……………二〇
 四 めぐり合つた夫婦……………二〇
 ▼だが愚痴ばかり……………二二
 五 三角内縁物語……………二三
 ▼間男は誰ぞ……………二四
 ▼故に第三者が……………二六

婚姻豫約はどうして成立つか

- 一 何歳になつたら内縁關係が結べるか……………二七
- ▽男が十五……………二七
- 二 地震・雷・火事・親父……………元
- ▽末は女房……………三
- ▽披露の盛宴は張らなくとも……………三
- 三 俺の女房は妻では御座らぬ……………三
- ▽大事なお客様分……………三
- 四 結婚披露と法律……………三
- ▽内縁關係を誤魔化さう……………三
- 五 婚姻豫約は何時から成り立つか……………三
- ▽結婚の儀式を……………三
- 六 六ヶ年の情交でも豫約とは言へぬ……………三
- ▽其れつきり……………三
- ▽男の方では……………三

貞操料金を不必要の場合

- 一 蚊蜂取らずの欺され損……………四
- ▽そこはそれ……………四
- 二 貞操の詐欺……………四
- ▽欺罔的な行爲……………四
- 三 二萬圓の貞操料がロハになる話……………四
- ▽なほと私通關係……………四
- ▽この二千圓に……………四
- 四 弱き者よ、汝の名は女なり……………四
- ▽それが悔しい……………四
- ▽法律上正當の妻ある男……………四
- 五 貞操を法律が保證せぬ場合……………五
- ▽婚姻の無効取消……………五
- 六 婚殿一萬圓と吹きかけてフィ……………五
- ▽親子三人を……………五
- ▽抑々婚姻は……………五

内縁關係を破棄出来る正當理由

- 一 賠償金の關ヶ原……………五
- ▽一言で説明出来ない……………五
- 二 病父の看病は眞平だ……………五
- ▽東京の近縣……………五
- ▽その晩おきみさんは……………五
- ▽芳三とおきみは……………五
- 三 夫婦喧嘩の極地……………三
- ▽よくもそんな出鱈目……………三
- 四 逆に慰藉料を取られた女……………三
- ▽侮辱を加へた……………三
- 五 働かざる者は妻たるべからず……………三
- ▽から男の……………三
- 六 ヒステリーにも困る……………三
- ▽だが女嫁御寮……………三
- 七 腹に物のある花嫁御寮……………三

どんな場合に損害賠償をさせられる乎

- 一 女は兎角に弱いもの……………三
- ▽性的方面……………三
- 二 嫁と姑の不折合……………三
- ▽だが夫は……………三
- ▽夫婦別れが……………三
- 三 居眠り好きの御嫁さん……………三
- ▽それは大した病氣……………三
- 四 執念深い遺言……………三
- ▽質が違ふ……………三
- 五 家風を無視する女……………三
- ▽花嫁の主張……………三
- 六 着物を持参したら復縁さす……………三

▽又若し豫約を……………三
 ▽慣習で結納……………三
 七 遊蕩兒の結婚……………四
 ▽三國一の果報者……………五
 ▽意外も意外……………六

喧嘩兩成敗の巻

一 他の男に綱渡りしやうとする女……………七
 ▽心配にはなるし……………七
 二 按摩は性的關係か……………八
 ▽訴訟の理由……………八
 ▽お前は俺の女房ぢやない……………九
 三 夫が夫なら妻は妻……………九
 ▽大たいこの夫婦關係……………九
 ▽夫婦間の國交斷絶……………九
 ▽ぢやその責任は……………九

貞操蹂躪損害賠償の解剖

▽この場合……………二
 四 女中と八百屋の夫婦はどうなつたか……………二
 ▽女に字が讀めず……………二
 五 看護婦受難代價五百圓也……………三
 ▽不貞女の標本……………三
 ▽肺の病氣……………三
 六 素封家の娘の値段は……………三
 ▽男の方に言はせると……………三
 ▽期待に叛いて……………三
 七 一千圓はチト高すぎる……………三
 ▽あゝいふ女……………三
 八 六百圓で女房の新陳代謝……………三
 ▽女房の妊娠中……………三
 九 七百圓取られた商船學生……………三
 ▽他の男とも關係……………三
 一〇 海軍々人蒼くなるの巻……………三
 ▽恩給が三百圓……………三

一 何故損害賠償をさせるか……………四
 ▽貞操を掠奪した……………四
 二 どの範圍に損害賠償を請求するか……………四
 ▽主は百迄俺しや九十九迄……………四
 三 貞操料は何處から割り出すか……………四
 ▽街のルンペン……………四
 四 慰藉料請求權の讓渡……………四
 ▽精神的苦痛……………四

貞操の相場

一 處女料四百圓、淋病慰藉料四百圓也……………四
 ▽きねが不妊症……………四
 ▽醫師の言によれば……………四
 二 家政女學校教師の貞操五百圓也……………四
 ▽夫婦喧嘩は……………四
 三 高女卒業未成年の貞操は……………四
 ▽やさしくしてやると……………四

▽もとく私達が……………三
 ▽淋病の方も……………三
 二 従兄妹の一千圓也の貞操……………三
 ▽細君を押し退けて……………三
 ▽だんく貞操の値段……………三
 三 千五百圓の貞操は……………三
 ▽勿論これは……………三
 四 イビリ追出し二千圓也……………三
 ▽拳闘の練習用……………三
 四 この理由はヒドイ……………三
 ▽それも胃病とか……………三
 ▽貧乏神……………三
 五 藝妓と伯爵の四萬圓事件……………三
 ▽失敗に失敗を……………三
 ▽伯爵夫人で……………三
 ▽自發的に廢業して……………三
 六 妻か妾か……………三

一五 遠くて近きは男女の中……………

一六 自由廢業……………

一七 慰藉料のレコード一萬圓也……………

一四七 屑のない者は……………

一四八 大和撫子の操……………

一四九 男の慰藉は如何……………

一五〇 實例として……………

一五一 結婚はしたが……………

一五二 七厘は四捨五入か……………

一五三 金で買はれる貞操……………

一五四 天地開闢の神代の昔……………

一五五 女の地位と權利……………

一五六 結納を返せ……………

一五七 この結納といふものは……………

結納の性質

一五八 浅間しい獸慾の犯罪……………

一五九 肉に飢えた狼……………

一六〇 強姦の末は……………

一六一 又麻酔薬を……………

一六二 犯人を知つたる……………

一六三 強姦の損害賠償事件……………

一六四 突然怪漢が……………

一六五 強姦する男を殺した女丈夫……………

一六六 それに不服で……………

一六七 強姦犯人斬り捨て御免……………

一六八 婦人諸君の魂……………

一六九 姦通した男女はどうなるか……………

一七〇 モガさんの苦が手……………

一七一 うつかり亭主を……………

一七二 姦通と法律……………

一七三 だから新しがりやの……………

一七八 結納と夫婦別れ……………

一七九 だから當然……………

一八〇 花婿殿の憤慨……………

一八一 結納の不當利得……………

一八二 欺して貞操と蹂躪した場合……………

一八三 貞操と偽瞞行爲……………

一八四 百鬼夜行……………

一八五 欺瞞結婚は不法行爲……………

一八六 山かん先生……………

一八七 齒科醫師の化けの皮……………

一八八 亭主の胸倉取つて……………

一八九 貞操詐欺代五百圓也……………

一九〇 貞操上の自由……………

武勇傳的貞操蹂躪

一九一 姦夫たる又難からずや……………

一九二 なんぼ人の女房でも……………

一九三 祭が取り持つ腐れ縁……………

一九四 いくら合意の上だ……………

一九五 三百圓の間男……………

一九六 怒髪天を突いた……………

一九七 續三百圓の色男……………

一九八 苟も法律的に……………

一九九 女房を占領された少佐殿……………

二〇〇 これで味をしめた……………

二〇一 九割引の貞操權……………

二〇二 五百圓つゞ……………

二〇三 姦通した女は……………

二〇四 此處でいふ女房……………

二〇五 重婚罪とはどんなものか……………

二〇六 一度に二人の妻……………

婦人侮辱の慰藉

一 親にも見せぬ此身體……………二〇六

二 大勢の前で陰部を開かれた女……………二〇七

 ▽その晩はそれで……………二〇八

三 不貞の女はかうしてくれる……………二〇九

 ▽人格がない……………二一一

四 誰にでも名譽はある……………二一二

 ▽かうなれば……………二一三

五 用を辨ぜぬ……………二一三

 ▽口から飛び出した嘘……………二一五

六 嘘の價二百圓也……………二一六

 ▽嘘も休み／＼……………二一七

男の貞操はどうか

一 モダンガヘルは何と鳴く……………二一八

 ▽かういふ片手落……………二一八

二 エロ後家顔色なし……………二二〇

 ▽さなきだに……………二二〇

三 恐喝か親切か……………二二三

 ▽意外にもこのことが……………二二三

四 男にも貞操の義務あり……………二二五

 ▽かういふ勝手な……………二二五

五 男の貞操とは……………二二七

 ▽亭主が情婦をつくつた……………二二七

六 亭主の暴虐……………二二八

 ▽如何に亭主とは言へ……………二二九

七 私通の程度……………二三〇

 ▽よく女郎買……………二三一

八 男干照りちやあるまいし……………二三二

 ▽女は三界に家なし……………二三三

(目次終)

實話判 貞操の解剖

大澤一六著

婦人の貞操とは何を言ふのか

一、アダム・イーヴと浮氣

抑々我々人間の祖先であるアダムとイーヴなる男女は、神様から喰べてはならないと言はれてゐた木の實を食つて、勝手氣儘に快樂を食つたために、天國を逐はれて地上に逃げ出し、此處に人間といふものが出来上つたのだと言はれて居る。もと／＼かういふ經歷を持つた祖先の末裔である我々人間が、性慾といふものを各々に脊負つて生れ、お蔭でやれ惚れたの張れたの色だのエロだのと、鬼も角男は女を、女は男を相手に世はこれ騒然たるのも、又無理からぬ事と言はねばならない。「クレオパトラの鼻が五分低かつたら、世界の歴史は全然違つたものになつたらう」と、或る物好きな歴史家は言つた。古今を通じて絶世の美女だつた彼女に魅了させられてしまつたが爲に、榮あるローマの大親分シーザーは、惚れた弱目で遂にヘナ／＼になつて彼女の膝下に伏してしまつたのである。かうなると剛勇無双の大英雄も、繊細い一人の女に

は敵はないのだ。それほどにも人間の生活に大きな影響を與へるもの、もとを質せばこれ皆性慾の二字に盡きてしまふ。

四

ものは試し 古今東西に亘つて小説、戯曲、詩歌などの文學作品から色氣を抜いたときを考へて御覽じろ。それらの九分九厘までに充されてゐる色戀をひつこ抜いてしまつたら、凡そ如何な名篇傑作と雖も、氣の抜けたサイダアほどの味も残るまい。ことほど左様に、色戀といふものは、男女の關係は時の古今、洋の東西を論ぜず、我々人間の生活に大きな役目を務めてゐるのである。——分りましたか！

ところで出來心から妖しげな快樂を味つてしまつたアダム・イーヴの子孫なら、勝手氣儘に浮氣を通してよささうなものだが、オットドツコイ、今日の文明國ではさうは行かない。夫婦の定めがある。あんまり精力の旺盛ぶりを見せて、嫌だといふ女を無理やりに手籠にしたり亭主のある女にうっかり手を出したりすると、法律の制裁に引つかゝつて裁判所まで出頭といふ段取りになる。浮氣も考へ考へしないと、後で事が面倒になる。

二、性交の相手

俺はあの女が好きだつたんだ。だが女がなか／＼「うん」と言はないんで、えゝ面倒とばかりにやつちまつたに過ぎん。要するに俺は俺の意志に従順だつたんだ。それを何が不足で法律なんてものが飛び出して、餘計なお世話か、いひやがるんだ！——などゝ力み反る人があつたら此處で一考へて貰はう。

天下の女は全男性の自由なるべしといふ、お布令が出たとしたら、エロを逐ふことを天分と考へるモダン・ボーイは言はずもがな、そこいらの胡麻鹽からツルリとした光頭に至るまで、凡そ男といふ男は躍起となつて喜ぶにちがひない。さうして手當り次第見當り次第、次から次へと赤ん坊の胤を落し廻るだらう。入り亂れ掻き亂れ、忽ちにして全世界は肉慾の亂舞場を現出してしまふにちがひない。次から次と女の尻を追ひ廻す御當人は、それでいゝかも知れないが、社會生活を圓滑に收めて、一定の規準をたて、各の人々に其を守らせて行くことを仕事にしてゐる爲政者から見れば、これでは大いに困る。そこで社會の秩序と風俗から

五

自然色沙汰にも

制限を加へ悪まれ口も叩かうといふものである。

ぢやその制限とやらは、一體何からその程度を定めるかといふに、イザナギ、イザナミの二柱が天の御柱の廻りを廻つて、夫婦事を始めたのが、天地の開闢で、其れからズーツと日の本は榮えて、男は夫、女は妻と呼ばれて来て、二人揃つて初めて完全な人となる。だからお互を連れ合ひとも言ひ、西洋臭くベターハーフとも呼んで居る。其二人の間では貞操といふものが一番大切だとする。それなら貞操とは何かといふに、貞操とは、自己の凡て心身共に――を特定の配偶者のみ捧げることである。特定の配偶者など、何故そんな難しい言葉で説明するのかと讀者は聞かれるにちがひないが、法律から見た原則として、夫婦關係以外には男女の性的關係はないものと見るからである。民法に「妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ、夫ハ妻ヲシテ同居ヲ爲サシムルコトヲ要ス」と規定してあるのは、其れとは言はずに此事を明規したものだ。

だから性交の相手は

夫から言へば妻、妻から云へば夫以外にはない譯である。そこいらでコソコソしてゐるモボ・モガ諸君、並びに昔からまるで狐の化けたみたいに寄ると觸ると評議の種にされる三十後家諸嬢、これを如何となす？

三、紺屋高尾と大和撫子

「たとへ何萬石の殿様でも、厭と言つたら厭でありんす」と浪花節の紺屋高尾は斷然男の自由にならない。ぢや高尾なる女は小野の小町みたいに身體の何處かゞ間違つてでもゐるのぢやないかといふに、さうでもない。かうなると男なんてだらしないもので、無理にも矢理にも手がつかない。この「厭」といふ氣持がつまり貞操の自由なる權利になるわけで、この權利をすべての婦人が持つてゐるために、たとへエンヤコラの老嬢だらうが、且に源氏を送り夕に平家を迎へる賣笑婦だらうが、厭と言ふのを強ひてこれと性交したりすると忽ち貞操權の侵害といふことになつて、不法行爲を形成してしまふ。

といつて「妾しや貞操の自由があるから」などと、亭主をほつたらかして間男してぢやれたりしてゐると、これまた夫權の侵害と云つて亭主に告訴されなどしなにとも限らぬ。今の世の男に都合の良いやうに出來てる法律でも、民法には「夫婦ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ」と規定して仲よく暮らせと言つてるばかりでなく、妻が貞操を捧げる代り？に「夫ハ婚姻ヨリ生スル

一切ノ費用ヲ負擔スヘシ」と命じてる。尤も當節は夫婦共稼ぎしても暮らせないんだから、夫が一切の費用を負担しやうにも出来ない破目に陥つてるものもあるが、さればと言つて、其場合には妻は勝手に行動していゝんだとの道理は出て来ない。其れだから「己れ不貞女め！」など、**出刃庖丁を** 振り廻すのも出て来れば、更に一步進んで世智辛い世の中では一にも金、二にも金で、隠した可愛い、男から賠償金を出させることになる例などもある。すべからず日本の女性は大和撫子を以て任じ、二世までもと契つた男をそつち退けに、あんまり醜い噂の種を無闇に撒かないことだ。

永々のお談義で恐入るが、之を纏めてみればかうなるのだ。貞操には誰にも頭を下げない絶對的な人格権があつて、自分で自分を守るので、人に犯されることがない代りに、一方自分の配偶者に對して、絶對に他の異性と交らないといふ大きな義務が結びつけられてゐるのである。この權利義務の關係が男女の婚姻關係法規の基礎となつて、法律が出来上つてゐるのである。昔し何處やらの華魁の言つたやうに「たとへ身體は任せても心の操は破らない」とタンカを切つて、操とは心の問題、肉體とは別物です、精神の方が貴いんですと理窟をこねて見た處で

其んな精神主義は當節通らない。靈肉一致の一元論で、肉體の汚れは、精神迄の汚れだと思つて間違ひは無い、法律も心のうちの魂さへしつかりしてれば肉體はどうなつたつていいんだなどとはして居ない。

四、不法交接——貞操蹂躪

飯を食ひ晝寝をし小便を弾く、或ひはエロを發散し嫉妬を起す。これは我々の行爲であるが法律から見るとこの行爲といふものを二つに分けて違法行爲と適法行爲とすることが出来る。着物を着てゐたり、人道を歩いたりするのはチツとも悪いことではない。これは適法行爲で何等のやゝこしい法規に觸れることはないのだが、一寸人の着物を失敬したり、罷りならんと言はれてゐる人殺しをやつたりすると、お巡りさんの目が光る。これは法規に違反した行爲——違法行爲である。

何處かの醫學博士みために、芳紀正に十八歳の處女の、今や開かんとする妙なる人生の花を散らしてしまつたり、通りがよりの婦人を矢庭に路傍にねぢ伏せて、荒々しい快樂を食つたり

すると、これはチト穩かでなくなる。先刻御承知の貴い貞操權なるものを侵害したことになつて、貞操上の違法行爲になる。それから又、松の緑の千代かけて末廣からんお芽出度い華燭の典を擧げておき、さんざ女を自由にしておきながら何時になつても婚姻届をして正式の夫婦にしてくれない。「お前のやうな女はもう妻にしておくこと罷りならん」など威張り散らさうものなら、これも婚姻豫約の不履行といふことになつて、裁判所の御厄介になつたりする。何故そんなことになるかと云へばさういふ男は理由なくして女の貞操を弄んだことになるからだ。この貞操蹂躪に關する行爲を大別して見ると、一つは婚姻豫約不履行の場合と、も一つは強姦のやうな不法行爲による場合とである。

五、貞操權の抛棄と私通

女の魂とも云ふべき貞操については、もう一つお話ししておくべき事がある。其は賣淫と私通とだ。之は損害賠償問題にはならないのだが、事の順序として一應お耳に達しておかなくてはなるまい。

當節は、財産や資本を持たない者は身につけたものは何でも賣つて金に代へて生活する、學者は智識を、職工は勞力を、政治家は主義を、ダンサーは脚を、聲樂家は咽を、と云つた具合だ。其れならば婦人が持ち合せの肉體を提供して節操を賣つて何が悪いんだと開き直りたいお方もあらうが、一寸俟つておくれ、其いつは社會の秩序風俗上、放任されないのだ、密賣淫も犯罪なれば、

賣淫の取り持ち も犯罪とされる。其れでも餓死か生存かの境界線上になれば、女は最後の城塞を提供するの餘儀なきに到るのがある。だが之は矢つ張り違法行爲とはされる。従つて賣淫した女が、買淫した男に向つて節操蹂躪の訴へを起した處で、裁判所は受けつけない。元々節操を泥土に委した者に、何の節操があるものか。

其次には、夫婦となる積りもなく、青春再び來らず、享樂は若いうちこそと、確信したかどうかは知らぬが、兎にも角にもアノ人は好いた人だワ、位の事で、自分の肉體を許してしまつた女に對しては、法律は別段之を保護しない。之は貴むべき貞操權を我から抛つて男の自由になつたのだから、名譽とか損害とか慰藉とか云ふ問題は起すべき性質でないとされるのだ。

お談義は抜きにして、私通關係の裁判例を記して説明を進めて行かう。
高野亂子なる娘、十七歳にして黒瀬政公と云ふ男に戀着した。尤も當時黒瀬に妻子があつた事は亂子も知つて居たが、どうにかならうと云ふ處から、身も體も男に任せたのが昭和四年の四月であつた。處が幸か不幸か亂子は妊娠してしまつた。其處でとよのつまりは亂子から黒瀬に對して節操を汚された慰藉料請求の訴訟を起した。

女の申し分は、當時男は二十七歳で赤君のあつた事は知つて居たにしても、嫌だ嫌だと云つたのを最初無理に暴力で情交されたのだ。假りに無理に情交されたのではないとしても、まだ私は十七の小娘だから、此情交をすれば貞操権を抛棄する事になるなど、云ふ事の辨別力は、無かつたのだから、其辨別力のないものが、提供した節操を汚したために、子供を生んだのだから男の方に不法があると云ふので五百圓の損害賠償を求めたのであつた。

男の方は勿論、暴力で通じたのでは無い合意の情交だ、而も自分に妻子のある事を承知の上だから、單なる私通で、徒ら事だ。其れに女が十七にもなつて居れば、馬鹿か白痴でない限り自分で承知の上で提供した貞操なんだから、格別不法な事とはなるまいと抗辯した。

其所で長崎控訴院での判決は、

世間の早熟娘に對する、キツイお叱りとなつて居る。其は「女が十七歳にもなつて居れば、情交の合意は亂子に關し其貞操権の處分たる效力を有し、黒瀬の亂子との右情交行為は貞操権に對する侵害たる不法行為とは相成らぬ」と判定して、苟も物心ある女子が自由勝手に自分の貞操を婚姻の豫約もなしに男子に提供したのは、提供損となるものと教訓した判決になつて居る。

其所で私通行爲は賣淫のやうに違法行為として刑法上の處分は受けないが、貞操を蹂躪されたと開らき直つて男に喰つてかゝる資格は無い事になるのである。産兒調節、避妊行為と文明の智識を應用する事は御勝手だが、苟も私通關係である限りは、貞操問題や慰藉料などを男に對つてトヤ斯うと申し出して物にならない事だけは篤と考へておかねばならない。

内縁の妻・夫

一、嬉しい時代

忍ぶれど色に出にけり我が戀はものや思ふと人の問ふまで

と、溜息ばかりついて悶々の時を過し、やつとの機会を見つけてお互に心を打ち開ける。やれ嬉しやと、片思ひでなかつたことをホツとする頃は、もう傍からは見ちやアおられぬ深い仲になつてしまふものである。先づ同棲と、さゝやかながら極く親しい知人でも集めて御披露に及ぶ。これで一組の夫婦が事實上出来上つたわけだ。

所で、今日では誰でも既に御存知の通りに、夫婦になれば役場の戸籍係に、夫婦になつた旨の婚姻届を出せば（之は夫婦の當人同志と、證人二人と、夫婦の親や戸主が承諾した旨の印を押した届）其人達は天下晴れての御夫婦と云ふ事になる。而してそれ以外の人は世間や親類は何と云つて居やうと、法律ではまだ夫婦とは認めない事になつて居る。届け書一枚のあると無い

とで何だべラ棒なと言つた所で法律の方は涼しい顔をして向ふをむいて笑つて居る。

結婚してあんまり嬉しいんでポーツとしてゐるといふ譯でもあるまいが、すぐその折に法律上の婚姻届をすると云ふ手續きを取らないことが往々ある。其時の妻君が所謂内縁の妻といふ奴である。事實上は一緒に暮して、性的交渉を續けて、新郎の御出勤となると

コツソリ投げ接吻を交したりなどする嬉しい新婚生活なのだが、法律ではまだこれを婚姻とは認めない。この關係を婚姻豫約といふのである。

それでは、末は夫婦と二人の胸一つに収めて、添はれる日を一つ二つと數へてはゐるが、まだ一緒にもならず性的交渉のないのはどう處分するかといふに、せいも成程婚姻の約束はあるには相違ないのだが、大審院で『婚姻豫約』といふ字を使つてゐるのは、其の程度のことを言ふのぢや無い、矢つ張り濃厚な内縁の關係だけを言ふのである。

だから法律上婚姻豫約といふと、將來正式の婚姻をする即婚姻届を出して正式の夫婦になる契約の下に、事実上の共同生活性的生活に入つた場合を云ふのである。大正八年の大審院判例に次のやうなものがある。

「婚姻の豫約は將來に於て適法な婚姻を爲すべきことを目的とする契約であるが、之に因りて婚姻の成立を強制せらるゝやうな債務を生ずべきものではなく、單に正當の理由なくして違約した場合に於てのみ、違約者は豫約不履行として、相手方に對して損害賠償の責に任ずるに過ぎない」とね。

二、小さい時から許嫁

小さい時から許嫁

二人で遊ぶまゝことも……

こんな流行歌がチヤズ横行のウービー時代を風靡する。まことにサツカリンを砂糖漬にしたよりも甘いものである。

親同志でいゝ氣になつて極めてゐても、御當人たちは一向平氣なもので、

「ワタチのラバちゃんチュウチヨのムチユメ……」

なんかと聞きかぢりの鼻唄雑りで遊んでゐる。

この御當人の知らない、親と親との

許嫁といふ奴 は、『婚姻の豫約』といふことには參らぬ。性的交渉など持たぬばかりか

赤ちゃんはどうして出来るの？ なんて眞面目臭つて執つこく聞いては、若いお母さんの顔を眞赤にさせるやうな子供に、「正當の理由なくして違約せる場合は」など、きめつけても、それは無理といふものだ。

親の決めてくれた許嫁が嫌ひでならない人たちは大いに喜べ。たとへ徳川時代から行はれて居た事でも許嫁なんものは今日では爪の垢ほども法律上の效力を持つてゐないんだから。

三、女房が逃げ出した

山中新次郎なる男、川名はなといふ妙齡の婦人を見初めてからどうも仕事の手につかない。餘程惚れ込んだと見えてどうしても一緒にになりたい、若しそれが出来なかつたら死んぢまふといふ權幕で、胡麻鹽頭の親父の頭痛の種になつてしまつた。

それほどなら、といふので親しい年長者が二人集つて緊急會議の結果、兎も角話を進めるこ

とにしたのだが、先方なく承知しない。それもその筈で山中新次郎の家には凡そ財産といふものがなかつたのだ。そこで仲人たるもの男の顔に係ると思つたのか、何とか糊塗してあらゆる謀策をめぐらした結果、たうとう、女を承諾させてしまつた。

望み適つた新次郎君の喜びやうつたらない。花嫁をまるで床の間の置物みたいに撫でたり眺めたり、人眼もかまはず愛撫を惜しまぬといふ愛妻ぶり、苦勞した媒酌人喜こんでいゝのか悲しんでいゝのか分らなかつたといふから大變なものだ。ところが花嫁御寮、どうしたものかなか／＼結婚の届出手續を取らうとしない。さうして結婚式後二十四日目に實家に歸つたまゝいつかな戻らうとはしない。悲觀した彼氏、

盛に誘ひの手を

掛けるんだが反應更になし、婚姻手續の申込にも頑として應ぜざるこ

と磐石の如しである。

一本氣の新次郎君、たうとう我慢がなくなつて「俺の女房を取り返へして下さい」と泣き込んだところが東京地方裁判所、いよ／＼婚姻豫約履行請求の訴を起した。その申立は、

「被告(女)は原告(新次郎)との婚姻手續をなすべし。訴訟費用は被告(女)の負擔とす」

といふのである。之に對して女の方では、「原告(新次郎)の請求を棄却す」といふ判決をして欲しいと述べ、次のやうに答辯した。

「被告(女)が原告(新次郎)の主張する如く、婚姻の豫約をなした事實、婚嫁の式を擧げた事實、同棲して居つた事實及び被告(女)が原告(新次郎)の家を立ち去つた事實は之を認めるが、本件豫約は、原告(新次郎)は相當の資産を有するものであるとこのことであつたから、被告(女)は之を信じて爲したものであつたところ、その後原告(新次郎)は無資産の一職工に過ぎないことが判明した。若し豫約當時に於てその事實を知つてゐたならば、被告(女)は固より婚嫁するものではなく、今日に於ては毫も婚嫁を爲す意志はない」とかういふのである。

そこでその時の裁判はどういふ風に判決を下したかと見るに、

「婚嫁といふものは夫婦關係を創設するもので、人倫の大常を定めるものであるからして、女は女の自由意思に基いでかういふことは結着を附けんければならん。婚姻手續を強制しようなどとは以ての外であらうぞツ」

との詰い御托宣で、即ち女の勝ち。新次郎君、さらでだに女房に逃げられてゐるのに、益々情氣返つてしまつた。

逃げた女房 を追つかけるなんて、日本は女日千ぢやあるまいし、まア〜そんなみつともないことをするなア、チンポを下げた男子の恥ですなア、諸君ツ！

それは兎も角、正當な理由なしに豫約を解除して婚姻するのを取りやめた場合は、債務者の責になるべきものだから、婚姻の約束を破つたために、生ずる損害賠償の義務を負はせることは出来るが、どんな場合でも、否が應でも捕まいて婚姻させるといふことは、當人が嫌やだとあれば金輪際出来ないんだから、結婚の強制は出来無い。それだけは承知しておいて貰はう。

四、めぐり合つた夫婦

序にもう一つ、お古いところで――

時――明治三十年

所――北海道小樽市、及び東京麹町

お定まりの内縁關係で甲太郎と乙子は小樽の甲太郎宅で結婚式を挙げた。

お互に眞面に顔を見るのがまだ恥しいうちはよかつたのだが、チツとばかり家庭騒議を始めると頃になつて、甲太郎は商賣で失敗してしまつた。どうにもしようがなくなつたので、老母を乙子に任せて、彼氏大いに青雲の志を立て笈を負ふて郷關を出で、大望若し成らずんばの意氣高らかに東京へ出て行つた。出て行つた人はいゝのだが、困つたのは乙子だ、女の繊細い腕で、甲太郎の實母と二人の糊口を凌がなくてはならないんだから些か骨が折れる。

だが愚痴ばかり も滾してもおられないんで、或男に頼んでやつとこさ米の飯にありつくことが出来るやうになつた。

ところがである。豈圖らんや、その男といふのは決してタダでそんな便宜を圖つてくれたんぢやなかつた。とは分つても明日のパンに差し支へてゐる乙子であつてみれば、肉の切り賣りも致方なしと觀念の眼を閉ぢてゐるうち、どうした風の吹き廻しか、その男がさほどにも悪くなくなつてしまつた。で、その男に従つて東京へ出て來、麹町區×番町に家を持つて折角幸福にその日を送つてゐたところを、運悪く前の亭主の甲太郎に見つかつてしまつた。さア事だ。

とは云へ甲太郎だつて東京で子供を二人も抱えたれつきとした女房を持つてゐる。だが矢つ張り、女房と疊は時々取り換へた方がいと見えて甲太郎、急に乙子が欲しくなつた。然し今度は乙子が承知しない。さんざ人をほつたらかして苦勞させやがつて、今更俺の女房だなんて云はせるもんかと突撥ねる。そこでお定まりの裁判だ。乙子と適法の婚姻をして、同居させて下さいといふ甲太郎の陳述に對して乙子は、一緒にゐるなんて眞平だと争つたわけである。

その裁判の結果は矢つ張り甲太郎の負けで、その判決理由は、

「民法第七七五條に、婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届ケ出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス、前項ノ届出ハ當事者双方及ビ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス、とちやんと決めてゐるんだから、その届出もせんで、今更もとの枝へ戻せなんて裁判所で言ふことにしちやツト無茶ぢやないか。一緒にゐないための損害賠償といふのなら話は分るが、一緒にせよなんてそんないざこざを法律で纏めてくれつていふのは困る」

と來た。おまけに甲太郎君、訴訟費用の全部を取られて泣き面に蜂の體よろしく引込んでチヨンと幕――

五、三角内縁物語

細村佐助といふ男、中村トシといふ女と婚約が成つた。ところが佐助君は長男、中村トシ嬢は一人娘で相續人である。困つたことになつたものだ。と思つてゐるところへ、これは物好きにも親切なおぢさんが現はれた。その名を唐澤泰次郎といふ。

その唐澤泰次郎さん、もの分りが善過ぎるほど善かつたと見えて、自分の子に弘といふ相續人があるにも係らず、ぢやかうしたらどうだと功德を施す心算で、兎も角一應細村佐助の考へ通り運ばせることにした。お蔭で御兩人、此處に芽出度く高砂やアといふことに問題は落付いたのである。

頃は元祿――ぢやなかつた、大正四年六月、佐助君の新婚生活の上に大きな事件が持ち上つた、といふのは甲種合格で體格のいゝところを見せた彼、滿洲守備隊に召募されて、未練ぢやないが若女房に氣を引かれ、お國を遠く三百里、離れて遠き滿洲の曠野でひとりクヨクヨ氣を按まさるを得ざるの状態となつた。勿論、方便として養子になるといふことにしておいた

けで、どうにもまだハッキリした立場を取つてゐなかつたのだから、氣に掛るトシは所謂内縁の妻である。

さて、恙なくその任務を終へてホツとした佐助君、我妻如何にと歸村してみればこはそも如何に玉のやうな赤ちやんをあやしなからおつぱいを吞ませてゐる最中ぢやないか。彼の子とすれば餘りにそれは赤ちやんである。トシの髪の毛を掴んで、エイヤツと投げ飛ばし蹴散らしてから、怒髪天を突く佐助君の訊問益々急を告げて、

「賣女めー」

の裏辭を浴せかけ、遂に裁判所にひつぱり出したものである。

間男は誰ぞ と見るに、村の新屋喜六君である。この野郎！と言はぬばかりに彼を相手取

つて、損害賠償の訴訟を起した。

だが考へてみると悲しい哉佐助君とおトシさんとは内縁關係である。適法の婚姻を行つてさへ居れば、喜六は姦淫罪に問はれるべきだし、損害賠償にしたつて大きく出ることも出来るのだが、まア仕方がないと請求したのが金四百圓也である。

ところでこの内縁關係の間男に對する盛岡裁判所の判決はどうだつたか、

「被告(新屋喜六)は原告(佐助)に金百圓を損害賠償として拂へ、内縁關係は慣習上、普通の夫婦關係と同じやうに社會的には考へられてゐる。之を故なく妨げたのはこの關係を冒瀆したものである。殊に既に子供まで生ませてゐるんだから佐助君の心傷も少くないだらう。それに依つて有形無形の損害は確にあるにちがひない。たゞこれは法律を以てその關係を強制することの出来ない婚姻豫約であるから、その損害は百圓と見るのが至當だらう。それに女が男に貞操を蹂躪された場合と違ふんだから、その點も考慮に入れてある」

この判決を受けた佐助君、つまらなさうな顔をしてゐたが、どうしても胸に収まらなかつたものか、右に不服で控訴し、更に上告したが、大審院でも似たり依つたりの事を言はれて引退つた。

その判決のやゝこしい原文を少しばかり書き抜いてみると、

「凡そ權利は形成權の如き事實上他人に於て、侵害を加へることを得ない性質を有するものでない限りは、親族上の權利であると物權債權の如き財産權であるとを問はず、何れも對世的

效力を有し、第三者は之を侵害することを得ない消極的義務を負担するものであるからである
故に第三者が 婚姻豫約の效力存続中、故意若くは過失により、豫約者の一方をして他の一方と婚姻を爲すことが出来ないやうにした時は、豫約者の一方の如上の権利を侵害したものであるから、不法行為に關する規定に従ひ、之に對して其被つた有形無形の損害即ち財産上の損害又は財産以外の損害を賠償する責任があるものである」

いやどうも御苦勞様。かうむづかしく言はれると何が何だか分らなくなつてしまふが、要するところ、内縁關係でも夫婦生活をしてゐるのに、それを知りながら一方の邪魔になるやうにかういふことをすると損害賠償をさせられるんだぞといふことなのである。

婚姻豫約はどうして成り立つか

一、何歳になつたら内縁關係が結べるか

結婚は何歳から出来るかといふに、民法第七六五條にかう規定してある。

男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲナスコトヲ得ス

然しこゝでいふ婚姻といふのは戸籍面を改める、つまり婚姻届をして完全に法律的に夫婦になるといふ意味である。内縁關係、つまりむづかしくいふと將來結婚しやうと云ふ男女間の約束、即ち婚姻豫約は自づから民法で云ふ婚姻とは違つて来る。

これは一寸うるさい問題になるが、暫らく我慢して聞いて貰ふことにしよう。

もし婚姻の豫約を債權契約だと考へるならば、民法總則の一般法律行為に關する規定が適用されることになるから、まだ年の行かぬ未成年者(二十歳未満の者)の契約は、どうしても父母の同意のない限りは無効となつてしまふ。それでは婚姻の豫約も何も實に「意味ねえ」ことにな

らざるを得ない。

で、判例ではどうなつてゐるかを調べてみると、あつた、あつた。これや、印度人の生れ變りかと思はれるやうな早婚者、

男が十五 年五ヶ月にしかなつてゐない。その男についての大審院の見解は大體次のやうなものである。

「婚姻の豫約は婚姻をなす前提、つまり前以ての附け足しだ、それに何もこの豫約をしたからつて、どうしてもその豫約を實行しろと強制出来る性質のものぢやない。民法で定めてあるのは婚姻年齢だし、それとこれとは別問題なんだから、たとへ十五年五ヶ月の男だつて、普通の常識を備へてゐて、今自分がかう約束すれば將來どうなる、といふ意思能力を持つてさへゐれば、別に不都合なこともなし、二人が契約すれば婚姻の豫約と認めてもいゝわけだ」

で、まア、男女が夫婦にならうと云ふ内縁關係の契約は親族法上の契約と解釋して、この判例でみるやうに、相當の意思能力を持つた者ならば何歳でも致してよい。

二、地震・雷・火事・親父

世の中に嫌なものは澤山あるうちでも、何と云つてもその四天王は地震・雷・火事・親父に止めを指すらしい。中にもドラ息子の親父の意見を聞くときの顔つたら、まるで苦虫を噛み潰した時のやうなだけだから、その内心は嘸かし山の中で前後左右から狼に吠え立てられたやうな氣味悪さに慄へてゐることだらう。

その地震・雷・火事の次に怖ろしい親父の許可がなければ、日本人は婚姻することは出来ないのでから、ドラ息子も骨が折れるといふものだ。尤も男は満三十歳、女は満二十五歳になると、父母の承諾はいらん、勝手に結婚が出来るといふことにはなつてゐる。其を世間では自由結婚年齢だと云つて居る。

所が今度の民法改正調査會では、自由結婚年齢も無しにして、結婚の男女は總て父母の承諾が必要だと改めやうとの話だ、尤其代り父母の方では正當の理由が無ければ承諾を拒む事は出来ないとするんださうだから、結局は同じ事になるんだらう。尤此改正は何時になるのかまだ

前途の程はわからない。

ところで今日、婚姻の豫約に就いての父母の承諾はどういふ價値を持つてゐるか、つまり内縁關係でも結婚する男女は、男三十女二十五にならなければ親父どもの承諾を必要とするかといふ事が問題になつてくる。

これについて、東京控訴院でかういふ判決があつた。

小澤たきさんといふ女中さん、主家の道樂息子の大野哲二君と何時の間にか出来てしまひ、**末は女房**にしてやるぞと言はれたのにスツカリ氣を許して、以來ズウツと夫婦關係を續

けてゐた。ところが何時になつても女房にしてくれないばかりか、そのうち男は別の女と結婚して、自分など顧てくれない。女中とは言へどもたきさん、人を馬鹿にするにも程があるわと斷然憤慨して、此處に婚姻豫約不履行損害賠償の訴へを起した。

ところが若旦那の哲二君もさるもの、少しばかりの法律知識を振り廻して争ひ出した。彼に言はせるとかうである。確にあの女中とは情交關係を結んで、いろんな口約束はしたさ。然しこれが結婚式でございと婚姻の豫約が成立するやうなことをした事實は毛頭ござらぬ、その

上第一、日本の法律で決めてある父母の承諾を受けてゐないぢやないか。これで婚姻豫約が成立したなど思ひ違ひにも程度がある。女中風情にや分らねえんだと白を切つた。

成程一應御尤に聞える理窟である。三十歳にならないうちは父母の承諾なしには婚姻は出来ないのだから、この場合だつて、親父どのに一言の挨拶なしにやつた關係だ、豫約に法律的な效力などありつこない、とかうなる。だが控訴院では鶴の一撃、そんな出タラメな理窟は取り合はんといふので左のやうに説明した。

「婚姻と婚姻の豫約とは大體筋合の違つたものだ。なるほど婚姻は一定年齢になつてゐなければ父母の同意を必要とする、だがまだ婚姻もしてゐないこの事件で、いきなり婚姻の規定をひつぱり出さうなどいふのは、若旦那大野哲二よ、些か無理であらうぞ。二人の間でその契約さへ出来てゐれば、たとへ

披露の盛宴は張らなくとも 息子よくぞ惚れたと親父の同意なくとも、此れは斷然婚姻豫約と認める。」

さうして金三百圓を婚姻豫約義務不履行の賠償金として取られてゐる。

女中部屋の障子をノツソリと開けたがる人はよく覚えておくがよい。それからも一つ考へておかなくちやならないのは、かういふ關係では、父母の同意など問題にならずに、法律的な效力のある事件になり得ることだ。

三、俺の女房は妻ではござらぬ

「俺らが女房は妻ぢやアありませんねえ」

と、天上天下何處までも奇妙奇天烈な陳述をした男がゐる。

事の初まりといふのが矢つ張り婚姻豫約不履行損害賠償を請求して彼の内縁の妻千代子が訴訟を起したのだ。それによると、川本喜一郎と千代子とは杉山ムメといふ世話好きの婆さんに媒酌人となつて貰ひ、新世帯をコチンマリと、獨り者の義しがる嬉しい生活に入つた、さうして川本喜一郎は杉山ムメを通じて結納金として金百圓也を千代子に渡し、兎も角内祝言を行つてゐたのである。

其處まではたゞ妙に世間から注目されるぐらゐのことで、頗る圓滿に筋書は運んだのだつた

が、そのうち喜一郎は持前の浮氣で千代子が厭になつてしまつた。勿論未だ法律上の手續など取つてゐなかつたので、一寸のきつかけを見つけて女を追ひ出してしまつたのである。追ひ出した方では事が頗るうまく運んだので喜こんだが、追ひ出された方は堪つたものぢやない。忽ち訴訟といふ段取りに罷りなつたのだが、それについて彼は、例の「俺の女房は妻ぢやありませんねえ」を呟いたのである。

彼に云はせると、

「勿論俺ア千代子と同じ蒲團へ寝たわけだが、千代子とまだ結婚式だつてやつちやゐねえおまけに俺ア、まだ妻にしてゐねえお方を粗末にしちやア、お天道様に何ともハア濟まねえだから、千代子が家にゐるうちは、大事な

大事なお客様分 として饗しただ。それを婚姻豫約不履行損害何とかなんて、ドエライ文句をつけて脅かされちやア、何とも俺の立つ瀬がなかんべえつてもんぢやありませんねえかね」とかうなのだ。

だがその判決は、といふと、

「被告は未だ正式の結婚式の舉行なく、従つて被告は原告を客分として取扱ひたるに過ぎないから、本件當事者間には未だ婚姻が成立したものでないと主張するけれども、正式に結婚式を舉行しなかつた事實は、毫も右豫約の成立を否定すべき事由となすに足らないのみならず、原告が客分として待遇を受けた事實は、之を認むべき何らの證據がないから、右被告の主張は之を採用するに由なきものである」

といふ詰い御言葉を頂戴して、金五百圓を拂へと云はれてゐる。

四、結婚披露と法律

だが川本喜一郎君、

「それやチツと筋合が違ひましねえか」

と控訴して、東京控訴院の裁判を求めた。然し此處でも矢つ張り地方裁判所で聞かされたと同じやうな事を云はれて、流石の喜一郎君も遂に兜を脱いでしまつた。

その控訴院の判決が、此處で言はうとする婚姻豫約は結婚式のやうな社會的な言明がなくて

は成立しないか、といふことに大いに關係があるから、それを少しばかり書いておきたい。

喜一郎君は、千代子をお客様として鄭重にお扱ひ申し上げたんで、妻としては見てゐなかつたと主張する。然しそんなことは問題にならない。それに正式の結婚式をやらなかつたのだ、親戚知友に御披露に及ばなかつたのだと、一應

内縁關係を誤魔化さつ とはしてゐるが、そんな理由でもつて婚姻の豫約といふことは消えてなくなるものではない。何はともあれ、「妙齡にして且つ初婚なる」、花ならば蕾の千代子を自分の性慾の道具としておきながら、今更「俺の女房は妻ぢやアありませんねえ」なんて白を切るのはづう／＼しいにも程がある。普通の常識を持つて、若い女とかういふことをするとどうなるか位の事を考へることの出来る者だつたら、そんなことで婚姻豫約を採み消さうなどいふのは、チト無理過ぎるのが分りさうなものだ。婚姻豫約には披露だの何だのは、何の價値もない附隨物に過ぎないのだ。

それから、二人が分れるんなら分れるもよからう。そんなことは法律で取扱ふ問題ぢやないんだ。然し分れるのは結構でもないが御勝手だが、正當な理由がチツトモなしに、今日からお

前は他人だぞ、では少し無理だ。それでは一方が契約を踏み躪られたことになる。おまけに貞操の場合はそれ以上の損害も受けてゐるんだから、賠償金を出すのは當り前だ。分りましたか

五、婚姻豫約は何時から成り立つか

爺さん婆さん、親父に親戚に友人に、集りも集つたりの御面々を揃へての御披露は抜きにしても、婚姻豫約つまり内縁関係と法律的に受け容れねばならぬのなら、ではその婚姻豫約とやらは、一體何によつて成り立つものであるか、また何時から認められねばならぬものだらうかこれについて東京地方裁判所の判決は次のやうに教へてゐる。

そも〜我國法上、エヘン、婚姻豫約といふ奴は婚姻とは異ふんだから、別にどういふ方式でどういふ規準をつけるわけには参り兼ねる。参り兼ねるのではあるが、世間普通の太郎や花子の場合を見ると、互にその契約を保證する意味で結納を取り交し、

結婚の儀式を 擧げる慣習になつとるんである。かるが故に、苟も新婚の夢に酔ふ二人の間に結納と認められるやうな金品の遣り取りや、式のあつた場合は、同棲といふ事實

を綜合して婚姻豫約と考へても差支へないことになるのである。つまり將來婚姻するといふ前提の下に行つたと思はれる行爲があつて同棲してゐるのを以て、その形式と考へるより外ない。さうして、今云つたやうな事實が始まつた時から、二人の契約は成り立つたと見るのが一番正鵠を得たものと云ふべきだらう。

只男女の二人が相許して惚れ合つたと言ふだけでは其は婚姻の豫約では無くつて所謂私通、野合と言ふ事になつてしまふ。

六、六ヶ年の情交でも豫約とは言へぬ

二人で夫婦にならうとして、共同生活をはじめた處で、婚姻の豫約と見られる場合もあれば、見られぬ場合もある。二人の仲が濃厚で、男は主人顔をしたり女は細君面をしたりしても此豫約と見られないのがある。

手つ取り早く裁判例でお話しやう。

男は多賀義文、廣島の産、笈を負うて東京に遊學し、早稻田大學に學んだ者。女は菱田トシ

エ東京郊外に母と一緒に住んで居た素人下宿の娘。大正九年六月十六日に當時大學豫科生だつた義文はトシエの母の家に下宿した。男は二十一歳。女は二十歳であつた。而も女は前夫に死別してまだ間もないので悲嘆の涙に暮れて居た頃であつた。其所で色んな事もあつたのであらうが、同年の九月中旬に二人は割り無き仲となつてしまつた。

之をトシエの主張する處によると其結果同年の十二月中に双方の間に、將來眞とに適法な婚姻をする豫約が出来上つたのです。而して大正十三年に義文の胤を宿して大正十四年の六月十四日に女の子を生み落しまして、俊子と名をつけました。義文さんは私の家に居る間は、まるで一家の主人のやうに大やうに振る舞つて、大正九年から十四年の三月大學を卒業する迄六ヶ年と云ふ長い年月の間一緒に暮らしたので。其れなのに三月に卒業して歸國すると、

其れつきり 私の方を顧みないばかりか、郷里の方で西原カメ子と結婚してしまつたので、之こそ本當に婚姻の豫約を破棄したものですから、何とかして損害賠償をさせて頂きたいと言ふのであつた。

加之、代理人たる辯護士は「近時社會の道義が亂れて人心は弛緩し富豪の子弟で、心にも無

い甘言を以て良家の子女を弄び、妊娠すれば忽ち女を捨て、約束も履行せず、責任を逃れる奴が多い、夫婦約束などは致しませんなどと言ひ逃れるに至つては以ての外のことである」と憤慨し、先づ第一にトシエは、大正九年當時は年齢漸く二十歳であり、(一)先方は資産家の前途有望な男、(二)こちらは愛泉女學校出身の相當の教養もある女だ、(四)而して二人の間の關係は單なる情交關係ではなくつて、公然たる事實上の夫婦關係だつた、(五)前後六年に互つて女の子さへ生んで居ると、箇條を並べ立て、之が婚姻豫約の破棄でなくつてなるものかと主張して居る。

處が男の方ではお定まりのやうに、婚姻豫約などはした事はないと突つ張つたが、控訴院の方では大正九年の十二月に婚姻豫約をしたとの點は、したやうでもあるしなやうでもあるからとあつて、豫約の點を認めて呉れないので女が負けとなつた其處で遂に大審院迄、持ち出したのだ。

之が大審院ではどう判決されたかと言ふと。

男の方では 女との間は公然たる夫婦では無いと言つて居るし、女の持ち出した證據だけで

は、矢つ張り公然たる夫婦だつたと認めるわけには行かぬ、と判断して『但し被上告人(義文)が長く上告人(トシエ)と情交關係を結びつゝ上告人の家に同棲し其間に一子を儲けたる事はこれを認めうべしと雖も、被上告人は當時二十一歳の學生として上告人方に下宿中、二人の關係を生じたもので、斯る事情の下に於ては假令右様の事實があつても、社會通念上必しも婚姻豫約ありて、しかりしものと解すべきにあらず』と説明して、下宿の娘と下宿人との情交關係は、餘程しつかりした婚姻の約束がなければ、内縁關係とは見られませんよ、と刎ねられてしまつた。

下宿屋娘、頂門の一針たるのみならず、婚姻の豫約なるものは、さう容易すくは裁判所でも認めないものだとの一例となる。此れだけ説明したら、豫約問題を打ち切つて、次に進行してもよい頃だらう。

貞操料金不必要の場合

一、虻蜂取らずの欺され損

女を散々弄んで訴訟されてもチツトモ損害を出さないで良いといふ、エロ好みの不良がつた男が飛びつきさうな判例がある。

或る映畫館の閉場である。ゾロリ／＼と出てくる男女は、アメリカ式の安っぽいナンセンスと感情を背負はされて、さて不景氣な顔で現實の悲哀を夫々の家庭で味ふ爲に、足を早める。

「あツ、とめちゃんー」

と人の流れの中で頓狂に叫んだのは、この事件で活躍する宮末善太郎君である。彼は隣に住んでゐるこの岡町とめ子なる娘を、餘程前から何とかして我物にせんと心掛けてゐたのだが、圖らずもスクリーンの夢に酔ひ氣味の彼女にバツタリ顔を合せてしまつたのである。

「ま、お茶でも喫みませんか」

と、不良ぶつたお定まりの筆法で、その晩遂に十二時頃までひつばつて、とあるバアの私室に落付いちやつたものである。——お母さんが心配しますから、ととめちゃんなく固いとを言つてゐるのだが、

そこはそれ 斯界の老物、宮末君どうしてこの鴨をそのまま逃してしまはうぞー ソロリくと奥の手を出して若いとめちゃんの春情を燃え立たせては口説く口説く——。

「でも貴方には奥さんがありぢやありませんか」

「あゝ妻ですか、あれは近頃男を作つたりなんぞして、どうも致方なくなつたんで、そのうち離縁しようと思つてるんですよ。僕ア、決してその場限りの無責任はしない心算ですから、その點は御安心下さい」

と、かう云つた調子で、たうとうまだ男の知らぬとめちゃんを丸めこんだ。

それからすうつと、とめちゃんとの密會は重ねられ情交は深められたのだが、とめちゃんは不安の影を段々増して來た。といふのは、直ぐにも自分を妻に迎へてくれる筈の宮末は、何と云つても約束を實行してくれさうに見えない。かくして半年、遂に彼女は業を煮やして

婚姻豫約不履行損害賠償請求の訴へを起した。

で、その結果はと見るに、哀れにもとめちゃんの敗訴、半年に亙つて尊い處女の貞操を弄ばれた末蛇蜂取らずの上に、私通といふ名義を自分の行爲に附けられてしまつた。

二、貞操の詐欺

その時の東京地方裁判所の判決理由を略記すると次のやうになる。

原告(岡町とめ)は最初から被告(宮末善太郎)に女房があることは承知の助だつた。それなのに原告は被告と婚姻の豫約をしたと云つてゐる。それが第一いけない、といふのは、民法第九〇條に

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行爲ハ之ヲ無効トス

とあり、被告がなした契約は、妻のある人に重ねて妻にならうとするので正に公の秩序と善良の風俗を紊すものであるから、此約束は取り上げる價値がない。

そして又被告(宮末善太郎)が、どうも女房に面白くないことが出來た、親戚の者やなど、

相談したところが、そんな女なら離縁しちまふがよからうといふことになつたから、近くその手續を取り、君を妻にすることに、など、勝手な嘘八百を並べて原告(とめ)を欺して、處女であつた原告の貞操を弄んだのは誠に以て怪しからん。誠に以て怪しからんのだが、然し原告の言ふやうにその精神上の苦痛に對する損害を賠償しろ、といふことは出来ない。何故かと云へば、被告のこの事が

欺罔的な行爲 であつたにしろ無かつたにしろ、既に外の方面から見ても婚姻豫約といふものが認められないんだから、何をどうしても私通といふことになるより致方がない。それはもう被告が若し女を欺さなかつたら處女を捧げやしなかつた、と今更言つて見たところで、私通であつてみれば、その精神上の苦痛は欺されたといふことに基くものではなくなる。だから原告の請求は當を失したものである。

さつとかういふ判決である。とめちゃんが宮末を罵りながら泣き叫んだことモチである。

三、二萬圓の貞操料が口ハになる話

もう一つ、これは二萬圓の慰籍料請求が、桁違ひにも何にも口ハになつて結着のついた同じやうな事件がある。昭和四年那覇地方裁判所の裁判にかゝるものである。原告は與儀なを、被告は宮城正榮といふ御兩人。

先づ原告の申し分はといふと、宮城正榮に金二萬圓の損害賠償を請求し、その上訴訟費用全部も脊負はせてくれといふのである。

何故かといふに、宮城となをとは、大正四年六月から夫婦になる約束をした上、同棲してゐたのだが、何時になつても何とせがんでもいつかな入籍の上正式の夫婦にしてくれない。たうとう不思議に思つて調べてみると、宮城には正式の妻が戸籍上あることが分つた。勿論別居してゐたのだが、かう分つてみるとなほも黙つてはゐられない。「これや又どうした、何としてくれる」と大いに詰つたところが宮城は平然たるもので、あいつは情夫を澤山こさへるやうな毒婦だ、近々のうちに離婚してお前を正式に入籍させると約束した。その上宮城は若しこれを實行しないやうだつたらお前に五萬圓やらうと契約した。その五萬圓は後で話し合ひで二萬圓に下落したが、その後今日まで待つても宮城は今の細君を離婚しない。だから自分が正妻になら

うにもなりやうがない。で、仕方がないから、例の約束により金二萬圓を取つていたゞきたい。これに對して被告の宮城は頗る落付いてる、其抗辯は次のやうなものである。

なほと私通關係 確にあつたが、なほの主張するやうな婚姻豫約などした覚えは毛頭ない。それに正妻とみとは明治四十一年に結婚してその夫婦關係が今日まで續いてゐるのだから、婚姻の豫約などすることも出来る道理もありはしない。さうして婚姻豫約をしてゐないのだから婚姻豫約不履行についての賠償金を五萬圓でございの二萬圓でございのと、そんな約束が出来たものではない。又若し婚姻の豫約をしたとしても、それは結局現在の妻とみと離婚してからといふことになるから、そいつは無効になつてしまふ。それにも一つ、それが無効にならなくても、大正十三年中になをに二千圓を與へて話は済んだ筈だから、横から見ても縦に眺めてもなをの請求は不當なものだ。と。

この二千圓に ついてなをは答辯して、それは確に受取つたが賠償金としてではなく、病氣療養費としてだと云つてゐる。

これに對しての判決は――

戸籍謄本で見ると宮城はとみと現在夫婦關係になつてゐるのだから、なほが婚姻の豫約をしたとしても、結局するところとみとの夫婦關係が解消された上で婚姻するといふ豫約にしかない。婚姻の豫約といふ奴は原則からいふと、元來有效であるべきものだけれども、こんな場合にはどうしても良俗を紊すものとして民法第九十條(前項参照)を適用して無効とするより外ない。さうして豫約が無効となつた以上は、損害賠償の義務は勿論ない。さうして見ると、五萬圓とか二萬圓とかの契約があるかないかの問題や、二千圓で和解が成つたかどうかなどいふことは、この裁判の勝敗に何の影響もない。

といふことになつて、二萬圓せしめたらまア、といった氣持でゐたかどうか知らないが、與儀なをベシヤンコになること依而如件。

四、弱き者よ、汝の名は女なり

これは又些か濃厚な話になるが、阿部芳子といふ女、男つ振りはよし潑刺たる男性的精神に充ちた大林次郎なるスポーツマン上りの月給取りに、すつかり參つてゐた。

大林次郎には法律的手續を経た妻があつたが、當時細君は病氣で實家へ歸つてゐた。が、エロ發散狂にかゝつて、活動から拳闘大會へ、喫茶店へダンスホールへと、兎角のたり／＼と大道を闊歩したがるモガは、男に細君があらうとなからうと、一切頓着なしに勇敢なる戀愛の闘士となつてしまふ。かく申す阿部の芳子嬢も、だから戀愛は何處までも自由だわ、とか何とか大見榮を切りながら、大林と同棲してしまつた。大林とすれば愛妻なき孤獨に呻吟してゐる際だからこれや天の恵みだとばかりに、大いに喜んで女を迎へたことは申すまでもない。ところがである。俄然モガ阿部芳子嬢の上に一大危期が襲ひかゝつてきた、といふのは大林の細君が歸つてきて、泣くやら喚くやらの大亂踏の末、流石の大林も芳子に同棲することを拒んだのである。

「わたしや、腕づくでも男を奪つてみせるわ」
と大いに力んでみたのだが、反應は至つて薄い。追ひ掛ければ追ひかけるほど大林は逃げて行く。まさかスポーツマンだつたから逃げ出すのも妙を得てゐるといふわけでもなかつたらうが、久々振りに歸つてきた女房と砂糖みたいに甘い生活をしてゐるのを見せつけられるばかり

で振り向いてもくれない。

それが悔しい やら腹が立つやらで、「腕づく」でも男が奪へないことを悟つた彼女、

「最後の手段を取るわよ」

とか何とか、啖呵を切つて、たうとう婚姻豫約不履行の損害賠償請求といふ例に依つて例の如く裁判沙汰にした。

ところがその結果は、あゝ天にも神は在さぬか、妻のある男に關係するなどは以ての外、そんな不心掛だから男にも捨てられるんだとの御叱りを受けて、結局すく／＼と引き退るより外ないことになつてしまつた。

この時の判決文の一部を抜いてみると、

「この同棲は單に私通關係に過ぎず、假に原告及び被告の間に原告が主張する如き婚姻豫約の合意が成立したとしても、被告には其れ以前より法律上の正當の妻があつたのであるから、右婚姻豫約の合意は公の秩序善良の風俗に反し、その成立は無効と見るより外ない。

法律上正當の妻ある男 が重ねて他の女と婚姻を爲すべきことを約すれば、刑法が第百

八十四條を以て重婚罪として處刑を規定し、民法が第七百六十六條を以て明らかに禁止せる重婚を爲すことを目的とするものであつて、斯様な合意は畢竟するに一夫一婦の主義を採用してゐる我法に悖るのみでなく、我國古來の美風を破壊するものである」

だから男は女に貞操の損害賠償などで鑑一文だつて拂はなくてもいい、とかういふのである。

この判決文中にある刑法第八十四條には、

配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタルモノ亦同シ

と書いてある。それから民法第七百六十六條には、

配偶者アルモノハ重ネテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

とある。だからこんな場合に婚姻の豫備的行爲としての婚姻豫約をするのは、女の方だつて悪いんだといふことになる。

男干照りぢやあるまいし、勇敢なるモガさんも大林に振られつ放しで、こゝのところ些か嘆かほしい溜息をついたことではある。

弱き者よ、汝の名は女なり、である。さうして實際日本の今の法律は遺憾ながら男性の方に

肩を持つやうに出来てゐるのだ。女よしつかりせよ！

五、貞操を法律が保證せぬ場合

と、かう書いてきて以上二三の例を見ると、男は女の貞操を蹂躪しても一向差支へないものなりとでも考へる御仁もないとは限らぬが、それはチツト無謀といふもので、女が貞操を弄ばれても泣き寝入りしなくてはならないのは、矢つ張りそれだけの身の弱い根拠が法律にあるからである。ぢや、どういふ風にすれば女は使ひつ放しにすることが出来るんだ、なんて皆さんさう膝を乗り出されちや困る。今その場合をこゝに書いて行くんだから。

婚姻の無効取消 は民法にチャンと規定してあるのだが(第七百七十八條、第七百七十九條以下)、婚姻豫約の場合には必ずしもそれだけの根拠で取消せるとは云へない。これを判例に照してみると大體次の條文が適用されて無効になつたり取り消されたりするのだ。

民法第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行爲ハ之ヲ無効トス
民法第九十三條 意思表示ハ表意者カ其眞意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ爲シタル爲メ其效力

ヲ妨ケララルコトナシ但相手方カ表意者ノ眞意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

同第九十四條 相手方ト通シテ爲シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス

前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同第九十五條 意思表示ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

同第九十六條 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

或人ニ對スル意思表示ニ付キ第三者カ欺詐ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事實ヲ知りタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得

詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

と、大體以上のむづかしい條文が適用される場合なのであるが、一々の説明は省いておかう。書き出した日には際限がないし、今迄の實例と照し合はせてみたら、大體お分りにならうと思ふから。

六、 婿殿一萬圓と吹きかけてフイ

次は男からして、女を相手取つた場合を一つ書いておかう。其は婿殿が婚姻の豫約を破られて、序に婚養子の約束も履行されなかつたのを憤つて其の豫約不履行の損害賠償として金一萬圓を請求した實例。

男は島田大藏、女は丸山ちゑ子、養親は丸山善之進、同きみ。

事件は一審で男が敗けて東京控訴院へ控訴したもの。控訴人たる文藏君の言ひ分は、大正十五年二月一日に、双方の間に婚養子縁組の豫約をして昭和二年三月二十六日にちゑ子と事實上の婚姻の式を擧げてちゑ子の婿となつて丸山家に棲み込んだが、自分は岐阜縣の某中學校の教員の口があつたので、同年四月五日に御夫婦打ち揃つて任地に赴いて、夫婦生活を営んだが、其年の七月三十日には暑中休暇となつたので二人相携えて丸山家に歸省した。處が其れつきりちゑ子は、一緒に任地に行く事を嫌つたので自分は獨りで岐阜へ行つた。其後九月下旬になるとちゑ子はもう婚約を履行するのは嫌で御座ると申し出で、どう迫つ

ても夫婦にならうとはしない。而して遂に親との婚養子縁組の方までが破棄されてしまった。此れは甚だ不都合だから、其豫約不履行の損害金一萬圓を支拂へと請求するのだと主張して、

親子三人を 相手に裁判で争つた。

之に對するちゑ子の方の言ひ分は、婚約した事も、同棲した事も、休暇後に一緒に行かない事も島田の言ふ通り間違ひない。而して婚姻の約束を履行する考へも全くなりませんでした。けれども其は自分勝手に止めるのぢやありません、止めるだけの正當の理由があるんです、と事細かに述べ立てると、親の方では娘が婚姻をしない事になれば、當然婚養子の約束は履行出来ないんだから斷るより致し方ありません、之れが正當の理由でなくつて何んでせうと抗辯した。控訴院では双方の申立を聞いた上に、夫々證人を呼び出したり、當事者本人を訊問したりして判決する事となつた。其争ひの要點までが判決理由に細かに述べてあるから、之を抜き書きして見ませう。

『被控訴人(ちゑ子等)等の主張が正當か否かを判斷するに、ちゑ子は控訴人と同棲中、其意に反して過度に性交を強要せられ時として控訴人(大藏)より醜業婦に對するが如き卑賤なる態度

を以て遇せらるるのみならず、僅に數月の同棲に因り著しく健康を害し、身體精神の衰弱を招來するに至つた事實が認められる。而も控訴人は中學校の體操教師ちゑ子は地方に於ける一流の資産家の子女で、共に地方に於ける一流階級に屬するものだ』と認定して、偕此争ひをどう定めるかの説教がある。曰く

抑々婚姻は 男女終生の共同生活を目的とする法律に認められたる結合に外ならざるが故に、其間瑟琴和合を要するは勿論なりと雖も將來共同して一家を支持し、老に仕へ幼を訓育すべき重大なる責務を有するものなれば一面放肆を慎み肅正眞摯ならざるべからざるものなるに拘らず、良家の女たる被控訴人ちゑ子に對し、其意に反して前記の如き態度に出づるが如きは妻たるべき者の人格を無視するの甚しきものにして、將來夫婦として健全圓滿なる家庭を經營せんとする者の執るべき道に非ず』と叱つてちゑ子が不履行なのは正當の理由である。其上に親でも娘に婚姻を強制する事は出来ないものだから、此場合養親が控訴人と養子縁組をしないのも、別に責任を負ふ程の事では無い。

とあつて一萬圓は愚か、天から此控訴を棄却して婚殿の主張は受け入れられなかつた。理由

書は大部面倒な文句を使つてゐるが結局する處、性交を強要したり、醜業婦のやうに取扱つたりするのは、夫婦として人倫の道に叶はぬ事だから、其んな男と婚姻するのは嫌だと逃げる女の方に正當の理窟があるんだと裁かれた。之は婦人の貞操料がフイになつた實例とは反對に、男子の面目丸ツブレになつても、自分に落ち度があれば損害金は取れないものだとの判決だ。

内縁關係を破棄出来る正當理由

一、賠償金の關ケ原

何回も言つたことだが、婚姻豫約は婚姻とは違ふんだから、どうでもかうでもその約束を守つてお前はこの男の女房にならなさいけないと、強制力のある執達吏を頼んで来て執行させやうとした處で、物や財産とは違ふから、強制的に男女をくつつけて夫婦にさせることは出来ない。然し一度はしつほり濡れた二人の仲であつてみれば、内縁關係にしる別れるには別れるだけの理由があらう。その別れる理由が法律的に見て正當であるか不正當であるかによつて損害賠償をしなくてもよくなつたり、泣き泣きなきの財布を叩いて貞操料を取られたりすることになる。

勿論正當な理由があつて別れた時、むづかしく云へば婚姻豫約を破棄した場合は、損害賠償は取られない。だから別れる理由が正當であるかないかと、天下分け目の關ケ原、裁判で勝つか

負けるかの境目となる。それならどういふ風なのが正當の理由で、どういふ奴が不正當の理由か、といふことが問題になるが之は其差別が非常にむづかしくて、ハッキリ此處から此處までは正當だ、此方の方は不正當だと一言で説明するわけには参らぬ。

一言で説明出来ない からと言って引き退つたのでは、讀者諸君は承知してくれまいから次下出来るだけ澤山の例を示して、判例で判断して貰ふことにする。が、薄ぼんやりと大體のことを言つて見れば、普通世の中で、あれアアノ二人が別れるのが本當だわいと思はれるやうな、つまり社會通念上破約を必要と認められる理由であれば、まア正當だと考へてよからう。では、その正當な理由だと認められた例を述べよう。

二、病父の看護は眞平だ

「賠償金など拂ふ必要はない、男には正當な破約の理由がある」と判決された例の一。
東京の近縣の農家である。いやにしんみりしてゐると思つたら老人の孝次郎が生死の境を彷徨つて、今や地獄の三丁目に首を突込まうとしてゐるのである。親戚の面々、打ち沈ん

で老人の枕頭に侍つてゐる。

と、突然別の部屋から、孝次郎の息子芳三の鋭い聲が聞こえて來た。

「何もこんな場合家を離れることアないぢやないか。それにお前の病氣だつて、今が今どうつて性質のものぢやなし……」

それに突掛つてヒステリックに叫んでゐるのは細君のおきみさんである。

「あんたつてば、わたしのことなど瓜の垢ほども思つてくれないのね、いゝのよ、わたしはどうあつても東京へ行つて療養すつから」

「バカツ！時期を見て物を言へ、親父が死にかゝつてるのに家をあけるなんて、第一親戚の前へも顔向けが出来んぢやないか」

その晩、おきみさんはこつそりと家を出てしまつた。

「我儘者め、もう家へは入れないぞ！」

と芳三は齒ぎしりした。

それから二三日して、孝次郎はたうとう死んでしまつたが、葬式を濟ませてホツと一安心は

したもの、親父を悼む胸を撫でゝゐると、おきみがひよつこり歸つてきた。家へ入らうとするおきみを、矢庭にむんづと擱んで芳三は、「出て行け！」と一喝、追ひ歸へした。

そこでおきみが起した訴が、婚姻豫約不履行の訴訟である。

これに就いて東京地方裁判所が大正八年十月に下した判決が次のやうなものである。

おきみは損害賠償をしると主張するが、それは少し筋道が違ふだらう。被告原告の陳述や、證據物件などを綜合して考へてみると、おきみの病氣といふのは軽い脚氣ぢやないか。そんな病氣をタネにして、醫者から今夜の生命も分らんと、宣告されてゐる父をほつたらかして、東京へ行つてしまふなんてのは、實以て怪しからんことだ。それに東京へ行つてからだつて、病院へ行くとか保養に務めるとかするんならまだ話も分るが、保證人の鈴木五郎が探しに行つて見ると、本所の親戚の家でノソノソ遊んでゐたぢやないか。歸つたのは何時かと思ふと、親父が死んで葬式萬端が濟んでからだ、その了簡は實によろしくない。

芳三とおきみは 假令法律上の手續を踏んだ正式の夫婦ではないにしても、婚姻の豫約をして同棲してゐるからには、夫の實父である孝次郎に孝養を盡すのが當り前ぢやないか。にも

拘らずいゝ加減の病氣をカタにして、夫の意思に反いて命旦夕に通つた病父を置いてけぼりにして逃げ出す心掛は、どう見たつて感心するわけにはまゐらぬ。こんな誠意のない態度ならば芳三が今後の同棲を嫌つて婚姻の豫約を履行しないのも無理はない。だから芳三には損害賠償の責任はない。

つまり芳三には別れるだけの正當の理由があつたわけにされたのである。まあ、こんな場合の爲にも親孝行はしておいて損にはならないものさ。

三、夫婦喧嘩の極地

大正十四年、大阪地方裁判所に婚姻豫約不履行に就て、慰養料一萬圓、損害賠償三百七圓四十錢を請求して來た女があつた。女の名前は黒田サキ、亭主は鈴木久藏である。彼女の云ひ分は次のやうなものである。

彼女は大正十三年六月立松善次郎といふ男の媒酌で鈴木久藏と結婚式を擧げて、婚姻豫約が成立した事になつたのだが、久藏はいくら云つても正式に妻君として入籍をしてくれない。

だん／＼久藏の生活が分つてみると、彼は以前から近所にお妾を蓄へてゐて、もうそのお妾にも子供が二人もあつた。そのことを彼に詰ると打つ蹴る蹴るの亂暴沙汰で手に終へない。それだけならまだいゝんだが、彼は養母との間に怪しげな關係があることに気がついた。で、流石の彼女も堪り兼ねて京都の實家へ歸り兩親に相談したりして歸つて來ると、養母と二人で頑張つてゐてどうしても家へ入れてくれない。仕方がないから媒酌人の立松善次郎を通じて、「一體どうしてくれるんだ」と嚴重に抗議してみたところが、手切金だと云つて四百圓やるから一そのこと別れちまはふぢやないかと、明らかに婚姻の豫約を破棄する意味を傳へて來た。それぢや此方が堪らぬから、一萬三百七十四圓四十錢の慰藉料及び損害を取つていたゞきたい。それぢやらも一つ、大正十五年三月久藏との間に出來た女の子を産んだから、それも御考へに入れて欲し。

養母と關係するなんて、これや少しグロ味がかつてゐるが、その御當人久藏は之に就て何と答辯したか。

「一萬三百何圓なんて滅相な、サキの請求は却けて下さい。訴訟費用だつてサキに拂はせて

下さい。

それア私がサキと婚姻豫約をして同棲してゐたことや、私が妾持ちであることは本當ですがおつ母さんと關係したゞの、何かと云へば殴つたゞのと、

よくもそんな出鱈目 が云へたもんです。婚姻届だつておつ母さんが、そんなことは子供でも出來てからでいゝんだと言つて同意してくれなかつたんで、どうすることも出來なかつたんです。私しや決して届を出すのが嫌ぢやなかつた上に、今のおつ母さんの所へ養子に來た時だつて、入籍手續をするのに七年もかゝつたんだから、そんなに急ぐこともなからうと思つてたんです。だから婚姻の豫約不履行なんてことになるべき筋合のものぢやありません。

それに最初は知らなかつた事だが、ワキの家には身體がボロ／＼になる癩病の血統があるし私のところへ來た時など如何にも初心でございと處女振つてゐましたが、實はどうして、淫奔にも恥知らずにも大變な奴でして、普段の素行なんて見られたもんぢやありません。おつ母さんなど厄介物扱ひにするし、現に或人になど、『あのおつ母さんが直ぐ死ぬと思つてお嫁に來たのだが、なか／＼死なないもんですわね』なんて、平氣で言つたことがあるんです。

殊に一番困つたのは、ある事ない事隣近所に吹聴して廻り、私とおつ母さんの間がどうだのこうだのと喋舌つて歩いたことです。その事實はこゝにゐる證人がみんな御存じの筈です」大體かう云つた意味のことを陳述したのである。夫婦喧嘩は犬も喰はないが、この位華々しい奴になると呆れて物も言へない。正に夫婦喧嘩の典型、猛烈の極地だと言へよう。

四、逆に慰藉料を取られた女

然らばその典型的な夫婦喧嘩はどういふ風に結着がついたかといふと、その時の判決は次のやうになつてゐる。

「サキの請求は棄却する。訴訟費用はサキが支拂へ。

いろ／＼な申し立てや證人の言などを綜合してみると、久藏の申し立てにもどうも大變嘘がある。妾のことをサキが口にするとすぐ殴つたりした事も事實だし、女房をひどく虐めて冬など火にも燻らせなかつたことも本當ではないか。妾との關係を打ち切つて婚姻の手續をする順序は取つてゐないし、四百圓で手を切らうなど云つたのは、正に婚姻豫約の履行を拒絶した

と考へて差支へない事實だ。

だがサキの方を見ると、これもどうも面白くないことを存分やつてる。今證人になつてゐる穂積つるよや森脇たけのなどの前で、うちの亭主はおつ母さんと變なことをしてゐる、なんかと嘘八百を並べ立てたり、もつとひどいのはその事を紙に書いて久藏の家の入口に貼らうとしてゐる、正に久藏とおつ母さんに對して飛んでもない

侮辱を加へた と解釋出来る。さういふ馬鹿げたことをされた日にや、久藏だつて何時までも一緒になつてゐることも出来なからうぢやないか。婚姻の豫約を履行しないといふのも、さうした事をされてみれば無理からぬことだ。つまり正當なる理由が久藏にあるから、サキの請求は取り上げるわけには行かん」

と、これでさしもの犬も狼も喰はない奴の鼻がついたのかと思ふとさに非ず、今度はアベコベに久藏の方からサキに對して慰藉料請求の訴訟を起した。公判廷などでおつ母さんと關係したなど言はれたのは迷惑至極で、侮辱も甚しい上に俺の名譽を毀損したものだ、その慰藉料として金千圓也を寄越せ、と請求したのである。

これに就ては「婚姻豫約不履行に因る慰籍料並びに損害賠償請求の事件には、家庭内の醜聞係など述べないでいゝのだ。謂はゞ餘計な泣き事といふべきだ。公の場所ですんなことを言はれた久藏は、名譽を傷けられることも甚しからう。千圓も掛値だが、金三百圓をその慰籍料として拂へ」といふ判決が下つて、此處のところ黒田サキさん逆ネチを喰つて、尻尾を巻いた次第である。

五、働かざる者は妻たるべからず

矢張り同じやうな事件で土浦區裁判所へ出訴して來た女、その名を長谷川こうといふ。彼女どうしたものか下手に出て慰籍料を三百圓出さして欲しいと請求して來たが、こいつも亭主の飯島渡次郎に婚姻の豫約を履行しなくとも良い正當な理由があるからといふんで、慰籍料は出す必要なしといふことになつた。

かう男の勝つた 奴ばかり並べ立てると、これやうまい、女は上手にひつかけられるに限るなんて不了簡を起す人がないとも限らんから念の爲に云つとくが、此處では一所懸命で男の勝つ

た場合、つまり正當な理由があつた場合を探し出して來ては書いてるんだから、その心算で讀んで貰はんと困る。

ところで長谷川おこうさんの請求がどうして訊き入れて貰へなかつたかといふと、おこうさんはお嫁に行つてから、「デカンショデカンショで半年や暮せ」とでも考へたのか、寢てばかりゐてチツとも働かうとしない。百姓の女房は百姓の女房らしく野良へ出ると言はれても、どういふ氣か依然としてグウ／＼寢てばかりゐる。これではお芽出度い借老同穴の契りも末長く果して行くことは出來ない、といふので渡次郎君斷然憤慨して、さア出て行け、今日限りお前は女房ぢやないといふことになつたのである。

さうして判事さんから見れば、それは至極御尤もと、所謂正當な理由になつたので、さういふ不埒な女なら慰籍料を取らせること罷りならんといふお達しとなつたのである。

六、ヒステリイも困る

女が強度のヒステリイで、箸にも棒にもかゝらぬ場合は内縁關係を拒絶して、オン出してし

まつても慰籍料など要らないばかりか、オン出す正當な理由になる、といふ話。
 浮洲さよといふ女、磯貝正清君と華燭の典を擧げた恥しいその夜、顔を赤らめてさてお床入りとなつたまでは至極うまく行つたのだが、馴れぬ島田に箱枕、新郎の顔を見るや否や「ワアツ！」と一聲犬の吠えたやうな叫びを擧げるとともに、泣くやら喚くやら、どうも大變なお粗相を出来しちまつた。

俺も女房持ちになつたぞと、しみく嬉しいやうなくすぐつたいやうな氣持の新郎君、「キヤツ！」と云つて、これや狐に化されたんぢやあるまいかと尻を掴つて見たさうである。

だが花嫁御寮は 益々その姫御前のあられもないところを發揮するばかりでなく、死ぬんだと言つて庖丁を持ち出してみたり、何が口惜しいのかキリ／＼と齒ぎしりしてみたり、大變な女房を俺ア持つちやつたもんだと花婿も暫し溜息三度で茫然たらざるを得なかつた。

まア、まア、といふんでそれから同棲を續けてみると、驚いた事にこの女、春と秋には必ずこのヒステリイを昇進させて、物騒なことこの上もない。これや堪らんといふ事になつて實家へ歸した結果が遂に、浮洲さよの慰籍料請求訴訟の提起となつたのだが、亭主の正清君はひど

く同情されて、訴への請求棄却といふ判決を受けて新郎は賠償金を出さなくともよい事になつた。以てヒステリイは夫婦別れの正當の原因とされる關係斯の如し。

七、腹に物のある花嫁御寮

次には第一審の判決に被告田伏歌郎が不服で控訴して、東京控訴院で判決された例である。問題は岩崎よし子が、例によつて例の如く同棲を拒絶されたので、損害賠償を請求したところ、夫君たる歌郎は、此女房は人の子を孕んで居ながら私の處へ嫁いで來たんだから離縁するのは當り前だ、と主張したからである。

歌郎はよし子と大正六年十一月十三日に同棲を始めて内縁關係となり婚姻豫約が成立したのだが、十二月四日から女房を残して旅行に出掛け、翌七年の三月に歸つてみるとよし子は妊娠してゐる。何は兎もあれ産婆さんに診て貰はなくちやとあつて龜山美彌といふ産婆の所へ行くと、もう六ヶ月ですといふ、だが今は三月末、結婚したのは十一月だ、これや怪しいと歌郎さん思はずドキツとなつた。で、それから十五日ほどして鏡井竹庵ならぬ辰沼といふ醫者に診察

して貰ふと、これも六ヶ月だといふ。歌郎もかうなるとデツとしてはおられない、さア、俺の所へ来るまでに何かあつたらう、白状するまでは一步も退かんと脅しつけ、毎日々々責めに責めたところが、同棲する前に男と關係してゐましたと遂に本音を吐いた。さてこそと歌郎は力み返つたのだが、女が嘘をつくことのうまいのは些か呆れたものだと言つてゐる。

さて事がかう決つて みれば黙つてゐるわけにはまゐらぬ。何處の馬の骨か分らぬ男の子を自分の子として育てるのも眞平なれば、こんな女房と一生を共にするのも癪だ、と考へて斷然オン出すことに決めた。

そこで裁判沙汰が持ち上つて控訴とまでなつたのだが、便宜上判決文をそのまゝ少しばかり抜き書きしておく。

「又一面に於て、被控訴人(よし子)の懐胎した兒が控訴人(歌郎)の兒であるか否かに付ては、當事者間に争ひの存するところであるが、被控訴人は控訴人と同棲する以前である大正六年十月月上旬に最後の月經を見た事實、及び大正七年四月十三日醫師辰沼三吉が、被控訴人を診察した當時には被控訴人の子宮は臍部迄高まつてゐたことは、原審時辰沼三吉の供述を綜合

すれば、被控訴人の懐胎は控訴人との同棲以前に屬し従つてその胎兒は控訴人の子でないことを認めるを得ない。

此點に關しては何等反證を見るべきものはない。尤も控訴人と同棲を初めた時より胎兒を分娩する迄に、二百八十日の日子があることは事實である。然しながらこの一事によつて該胎兒が控訴人の子だと認めることの妥當でないのは論を俟たない。蓋し胎兒は必ずしも懐胎より二百八十日目に分娩するものとは限らない……」

とあつて、母體のいろんな關係からもつと遅れてオギヤアといふことになる場合だつてあるんだから、他の男といふ氣になつてぢやれついでゐた事實がある以上は、歌郎の子ではないと考へて差支へないと説明し、かういふ事實は男の方で破約しても婚姻豫約を履行しない正當な理由になると言つて女を敗訴させてゐる。

どんな場合に損害賠償をさせられるか

一、女は兎角に弱いもの

「女の腐つたやうな奴」と、昔から女はどうもお粗末に扱はれつけてゐるやうだ。「叱ればふくれる、叩けば泣くし、殺せば幽霊に化けて出る」など、兎角厄介物にされるかと思へば、涅槃浄土の道を切り開いた文字通り佛頂面のお釋迦様の佛教さへ、「女人度し難し」なんて人間並に見てゐない。その癖男といふ男は何とかして素晴らしい女をものにしたいと躍起となつてゐる。どう見ても女は損な役割である。

性的方面にしても 餘計な月経などいふ苦痛を背負つてゐるし、交接するとお腹の中で子供を育てなければならぬことになる。だから甘い戀の夢などにうっかり陶醉してゐると大變な負擔を押しつけられた上に、浮氣な男に逃げられてしまつたりすることになる。自然男がさほどにも感ぜずに性的な行爲をしてゐる間に、女は貞操を後生大事に抱へ込んでドラ息子

なんかに欺されないやうに警戒ばかりしてゐなくてはならない事になる。

そこで法律の方でも女の貞操は無謀な男から滅多矢鱈に侵されないやうに加勢してやらなくてはならぬ。婚姻豫約不履行を正當な理由なしに男がした場合だつて、貞操蹂躪損害賠償の責ぐらゐる男に背負つて貰はなくつては、女たるもの一生浮かむ瀬がい無といふものである。ではどんな場合が男が婚姻の豫約不履行の時に正當でないといふとされる理由になるのか。願はくば以下の判例御一讀をと、早速拍子木を入れよう。

二、嫁と姑の不折合

嫁と姑の仲が悪いことは犬と猿の喧嘩よりもと相場の決つたものになつてゐる。その相場の決つた敵味方が、白眼み合ひのまゝ形勢愈々不穩に風雲忽ち急を告げて、青天の霹靂遂に火花を散らし、その爲に折角結ばれた婚姻豫約がオチヤンになつて、夫婦別れといふことになつた場合、女は亭主に對して其破約は不正當な理由からだと言張することが出来るか。其して又其理由から男に損害を賠償させることが出来るか。此處に一つ又判例を示さう。

藪崎キチは別れた亭主の鈴木政治に五百圓の損害賠償と、訴状送達の日から判決執行まで五分當りの右金額の利子を拂へと主張して訴訟を起した。

事件は彼女藪崎キチが鈴木と内縁關係を結んで鶴と龜、千年萬年までも甘いところを見せられてゐるうち、鈴木の実母おまんさんがどうもいゝ顔をしてくれなくなつた。嫁のことゝ云へば顔を見ても虫の居所が違つてくるといつた調子で事々に折合がまこと順調に運ばない。で、夫に甘えながらキチさんが、

「ねえ、わたしおつ母さんに嫌はれちまつてほんとに困るわ」

「おつ母さんも嫌つてるだらうが、お前だつておつ母さんが氣に入らないんだらう」

「それや自然さうなるわね」

だが夫は 孝行者であつた、餘りにも孝行者であつた。この言葉を聞いて激怒した彼、

「おつ母さんが嫌ひなものは俺も嫌ひだ」

と來た。

「おつ母さんはもうお前と口を利かぬと云つて居られたから、俺も今後お前とは一言も口を利

かないぞ」

それからといふものまるで無言の行だ。秋茄子が喰べられないぐらゐならば何ともありはしないのだが、流石の「嫁の尻は五臟六腑を驅けめぐり」のキチさんもこれには參つた。

で居たたまらなくなつて飛び出し實家に舞ひ戻つたのだが、その時はもう鈴木政治君の第二世がお腹で蠢いてゐた。だから自然の道理で數ヶ月して愈々月が満ちたので、どうか元の枝へ戻してくれまいかと人を介して再々頼んだが、孝行者の彼氏頑として聞き入れないのみか、入籍の事もハツキリ斷られたので、キチは出戻りの身で私生兒を生まなくちやならなくなつた。子供が生れるときも、生れてからも使ひを遣つたのだが鈴木からは何の音沙汰もないので、男の無情を叩つて子供を抱いてゐるより外なかつた。

キチの陳述に就いて鈴木は、勝手に出て行つたんだからお前の方こそ婚姻豫約を履行してゐないんぢやないかと逆襲したが、判決では、それや無茶だ、現にキチは婚姻關係の持續を度々申し込んでゐるではないかと押へられてしまつた。さうして結局はキチの請求通りの損害金を拂はせられてゐる。

夫婦別れが 何故正當な理由に依つてゐないかといふと、假令キチがおツ母さんに口答へしたりしたとしても、同棲して一ケ年にもなり、その上妊娠までしてゐる關係にあるのに、公式みたいになつてゐる嫁と姑との喧嘩などで軽々しく突撥ねてしまふのはよろしくない、其んな事は豫約不履行の正當な理由にはならぬといふのである。

諺に曰く、過ぎたるは及ばざるに如かず。孝行も度を越してこんなところ迄突つ張るといふことはないものらしい。

三、居睡り好きのお嫁さん

これは當世流行ものの中でもエロでもなしグロに非ず、些かナンセンス味のかゝつた微苦笑ものである。

またしても御嫁に行つて追ひ返へされた松山タマさん、なんぼ名前がタマでもころ／＼轉がし出されては堪らないわ、とあつて東京地方裁判所へ御持参遊ばした事件である。では亭主はどういふ理由で彼女を追ひ出したかと云へば、

- 一、大正六年頃から毎日二三時間づゝ居睡りをする、涎を垂らしたりコクリ／＼と舟を漕ぐのがみつともないから止めろと云つても聞かない。
 - 二、心臓病だと云つて御飯の片付けや掃除をしない。その癖心臓病なんて嘘である。あいつはさういふ仕事をするのが嫌なもんだからさう云つて怠けてゐるのだ。
 - 三、この七月にお中元に實家へ歸るといふので、「すぐ歸つといで」と言つたら、「はい」と返事をして出て行つた癖に五日も泊つて來た。
 - 四、着物を買つてやらうと思つて縞柄を選んで、「これがよからう」と言ふと私の選んだものは着ずに、自分勝手に私の家の家風に合はないのを着た。
- さつとかう言つた理由で憐れにもタマさんは實家へ歸されてしまつたのである。
- この訴訟でどういふ判決が下されたか。
- 「被告(亭主)は正當な理由があるから豫約を履行しなかつたといふけれども、どうもその理由なるものをかうして並べ立てゝみると、正當どころか理由にもなつてゐないやうである。タマは心臓病だと云つてゐたといふが、

それは大した病氣 ではなくて少し身體が衰弱してゐただけの事で、嘔を吐いてゐたものだとはいふことは認められるが、たつたそれつほつちの理由で婚姻の豫約を破棄するなんてのは少々勝手過ぎるぢやないか。だから被告が並べ立てた理由は正當ではないと認めて、タマのうけて損害を賠償させることにする。その金額は、タマの境遇地位を参酌して五百圓拂ふのを適當とする」

四、執念深い遺言

さてお次に控えしは、生れは遠州濱松在——ではない名古屋に起つた事件。

嫁と姑の仲違ひは當り前のやうなものだが、これは又それとは一寸質が違ふ。其處にも此處にもあるものとは品物が違ふ。よつくお氣をつけになつて見て下さい、と差し當り夜店商人の口を眞似といて徐ろに話を續けるとしよう。

これは大審院にまでわざ／＼御出ましになつたもので、それだけでも大分難しいのかなと思はれるのだが、事件といふのはさう混み入つたもんでもなんでもない。甲太郎の養父は病床

に呻吟すること久しいものだつたが、「誠にお氣の毒ですが——」と醫師に宣言された時、一子甲太郎を己が枕頭に呼び寄せ、

「死ぬ前に一言申し述べておく——」

と嚴そかなる遺言、ハツと膝を直して何事を申されるならんと氣遣へば、あゝ何と「俺が死んだらお前は女房を離縁せんきや駄目だぞ、あんな女を一生の伴侶としてゐたらお前の成功は到底覺つかんぞ」と。さうしてその日のうちに死んでしまつた。

質が違ふ と云つたのはつまりこれである。死に瀕してまで嫁を呪つてるなんて男は、實際さうさらにあるもんぢやないんだから。が嫁こそいゝ面の皮である。何の科あつたかは知らないが、ひどく執念深く嫌はれたものだ。

さてそこで親父の遺言だとばかりに甲太郎君、早速女房を捨てちまふことにしたのだが、女房もさるもの、まだ内縁關係だつたので例の訴訟とおいでなすつた。それが大審院まで持ち越されての判決はどうなつたかといふと、

「養父の遺言ありとするも、之を辭柄として婚姻の豫約を破棄するが如きは、正當の理由あり

と謂ふを得ない」
 ことになつて甲太郎君の敗訴。

五、家風を無視する女

これは前項のとは違つて實に何處にも此處にも、掃いて捨てるほどある事件らしいので、例を拾つて来て説明するまでもないことかも知れない。事の序だから一つ判例をひっぱり出しておかう。

木上賢一郎といふ男が花嫁を迎へて婚姻豫約を成立させた。が、二月ほどして花嫁を實家に返へし、婚姻豫約の破棄を申し渡した。

そこで訴訟を起した

花嫁の主張 に對して、彼は「あの女は私の家の昔からの家風になぢまないから」といふ封建時代の言葉らしいことを理由として抗辯して争つた。だが、

「而して其の所謂家風に適しないといふ事由は、婚姻豫約の履行を拒絶し得べき正當の理由と

認め難いから云々」

といふ判決を受けて金五百圓也の賠償金を支拂はせられてゐる。法律的に見ると世間の謂ゆる家風などといふものは、嫁を出したり納れたりする理由としては、さう重大な役割を持つてゐるものではないのだ。——尤も大抵碌な家風もあるまいが。

六、着物を持参したら復縁させう

婚禮の際の持参品としての着物やなんかの不足は豫約不履行の正當な理由にはならない。所謂内縁關係を結んでゐた飯塚彌助と市村キイの間に起つた問題である。市村キイが實家へ歸つて姑の居ない安樂さに身體までのんびりしてゐたところへ、夫の彌助からキイの父直三郎宛に書留郵便が舞ひ込んだ。ハテ面妖など披いてみると、中から出たのは、大變激越な詰問状であり、大體の意味はかうである。

「今迄心待ちに待つてゐたんだが、その後着物にも道具にも持つて來ないのはチト話が違やしませんか。最初結納を交すときの約束では、此方で差し上げた二百圓に對して貴殿の方ちや三

千圓位の支度をして寄越す筈ぢやなかつたですか。それを婚禮の時、五百圓位の支度で充分だとか洩らされたさうだが、母が貴殿の方へ媒酌人に訊いたところ、いやこれは三千圓のうちの五百圓で残りの二千五百圓分は後からといふお話だつたさうだが、さういふ加減なことばかり言はれちや此方が迷惑します。今度キイを歸して寄越す時は必ずこの支度を一緒にして下さい」それから何回かいささが盛り上つたりなどしたが、遂に彌助の方から婚姻豫約不履行で、もうその女に用はないといふ意志を現はすことになつた。こゝで談判破裂、黒白は裁判でといふわけに立ち至つた。

裁判廷で彌助は抗辯これ力め、

「一度は感情に駆られて不履行を仄めかしたりしたが、その後此方から出向いて行つて四五日泊り込み、同衾した事實だつてあるんだから先に意思表示した不履行は撤回されてゐる筈だ、さうでなくちやキイの方だつてかうした態度を取りつこないんだから。」

又若し豫約を拒んで以後婚姻の意思がないものと認められたにしても、キイの復縁を拒んだのにはそれ相當の理由がある。といふのは私の方の地方では、結納の金や物は、若し約束

を實行しなければ威張つて結婚を拒んでいゝことになつてゐる。習慣でさうなつてゐるんだからキイが約束しただけの支度をして來ないので婚姻豫約を棒引きにしたつて、何も不思議がるには及ばないぢやないか。支度さへ持つてくれば何時でも復縁すると云つてたんだし、此方こそ不足を言へば言へる立場になつてゐるんだ」

と、婚約破棄の理由が正當であることを主張した。だがその判決は、

「彌助がキイの家を尋ねて數日泊つてゐたことは認めるが、そんなことはちつとも意思を撤回した理由になんぞなつてゐない。何故かと云へば、彌助自身が主張する支度の方は、必ず持つて來なければ家へ入れない意味をハツキリ言明した事實があるから。それから

慣習で結納が 約束通り納まらなければ勝手なことをしてもいゝことになつてゐると言ふから、證人に就て調べてみるとそんな習慣は影もないといふぢやないか。

兎に角、支度が不足だからといふんで豫約を拒むんだつたら、裁判所ではそんな理由を正當と認めるわけにはまゐらぬ。それに結納に關しての契約についても確に左様であつたとの證據がないのだから、彌助が強調するほどそんなことは大きな意味は持つてゐない」

と頗る彌助に不利になつてしまつた。で落付いたところは一千五百圓の損害賠償をせよとの宣告。つまり支度などはかういふ際の重大な理由にすることは出来ないといふ例である。

七、遊蕩兒の結婚

以上のいろ／＼の場合で見ると、男は女に對する貞操を破つた責任を背負はされて結局損害賠償金を取られるが、さうかと云つて何もハツキリ俺アもうお前が嫌になつたから出て行つてくれ、と云はないでも、態度やなんかでさういふことに認定されちまふ場合がある。

近隣で噂に上つてゐた美人で妙齡と來てゐる小野登代子、人の疝氣を氣に病む連中の羨望の的となつて出雲の神様に白羽の矢を立てられたのは阿部佐兵衛といふ、一寸聞きではいやに爺むさく聞えるが、どうして洗練された近代的紳士、愈々華燭の典といふことになつたので野次馬連中暫しは指を啣えて涎を流したものだ。ところが

三國一の果報者

娘一人に婿八人の中から選ばれたこのお婿さんは、それを反り身に

つて喜ぶどころか怪しからんことをやり出した。といふのは結婚後十日も経たないのに家を明けての遊蕩三昧、三昧の音にうつとりと聞き入るのもよからうが、流連がすうつと續いて若妻を顧ようとはしない。これではなんぼ何でも町内小町の若妻が可哀さうだらうと、口をに入れる人があつて百方斡旋これ務めたが、當の御本人依然として、しめつほい廓の空から出て來ない。

そのうち佐兵衛氏何處からかあんまり有難くもないお土産を頂戴に及んで來た。それが忽ち美貌の若妻に感染して淋毒は遂に子宮内膜炎を起してしまつた。それでも遊び三昧の味は忘れられないと見えて流連が多く、三日に一度も家へ歸つて來ない。何と忠告しても止めようとはしないばかりか、浪花の芦のしげ／＼と、通ふ遊女の薄情に、すつかりまゐつてしまつてゐるらしい。

そこで登代子も堪え兼ねて實家へ歸つたまゝ鐵砲玉のお使ひになつた。そして起したのが例の裁判。

裁判所で被告の佐兵衛君は、僕ア一遍だつて家へ歸れの離縁するのと云つた覚えはない、そ

ればかりではなく、彼女が實家へ行つてからも何遍か歸つてくれば正式に結婚の手續を取るからと云つてある筈だ。僕が婚姻の豫約を破るやうな意思を洩らしたことは、倒様になつて振つたつて毛頭覺えはござらぬ、といつて婚姻豫約不履行を否定した。だが判決は

意外も意外 三千六百五十五圓八十錢也の慰藉料並びに損害賠償をしるといふことになつて、流石の佐兵衛氏も三味の音の景氣どころか、醒めて冷たい涙雨をさん／＼と流したことがある。

判決の理由は、佐兵衛閣下の生活はまるで無茶で、これでは例令口では違約の意思など現はしてゐないとしても、行爲の上で暗黙に婚姻豫約の履行を拒絶したことになるのだ。女が勝手に出て行つたんだから、俺が知らぬと頑張つたところで、それや聞えませぬ佐兵衛様、といふものだとした。

若妻を持つ男よ、遊ぶのも並大抵にしとかないとかういふことになりませぬぞ。

喧嘩兩成敗の巻

一、他の男に綱渡りしようとする女

以下お話ししようとする判例は古今獨歩珍妙無類のものだから、少しばかり詳細にやつつけてみようと思ふ。

先づ大垣區裁判所へ女房に逃げられた男が事件の發端を擔ぎ込んで來た。男の名は森靜馬、相手の女は、犬飼貞江となん言ふ人である。

森靜馬の陳述は次のやうなものだつた。

昭和二年九月犬飼貞江と婚姻をし、二十九日に森の家で結婚式を擧げて兎も角それ以後同棲してゐたのだが、その年の十二月の或日、貞江は「一寸二三日實家へ行つて來ます」と言つて出掛けたまゝ歸つて來ない。

心配にはなるし 事を面倒にさせないやうにと思つたので、媒酌人に行つて貰つて歸つ

て来るやうにと傳へたのだが、彼女はそれをきかないばかりではなしにもうお別れするといふ。何故別れるんだか理由も云はずに一人で決めてるんだから、實に怪しからん。

と、それが爲にもう一つ大變なことが出来てしまつた、それは森の父清助がそれ、これやで心痛に心痛を重ねてお陀佛になつた。かうなると森も黙つてゐられない。森の家は資産が三萬圓位あつて、村でも有数の資産家なのだが、世間體も悪いしそれよりも少からず自分自身の精神的苦惱も舐めざるを得ない。これといふのもみんなあの女のやつたことだ。だからその慰藉料として七百圓、結婚當時の結納金百七十圓、結婚式の費用五十四圓四十錢、合計九百二十四圓四十錢の支拂を受けたい。

序に附け加へておくが、貞江は何の理由もなして婚約不履行をやつてゐるので、少しくその様子を見るとどうも他へ再縁する心算でゐるらしい。かういふ態度は實に氣に喰はん。

と、かういふ森の陳述に續いて、今度は貞江の方から問題を持ちかけて來たので、事件は混ぐらがつて來た。

二、按摩は性的關係か

貞江の主張を略述するとかうなる。

森の請求を棄却して欲しい。さうして逆に反訴して金一千圓の損害賠償と、反訴状送達の日から辨濟迄年五分の法定利息をも加へて請求する。本訴と反訴の費用は、勿論兩方とも森の負擔に願ひたい。

訴訟の理由は森の陳述の中にあるやうに昭和二年九月婚姻同棲をしたが、森の父の清助は當時五十五歳で丁度配遇を失つて獨身であつた。その清助がよく肩が凝るといふので貞江に按摩させ、いつも自分の傍を離さないやうにしてゐた。之を見た森はどうもとんと面白くないらしく、親子の間に四六時中氣まづい感情が絡みついてゐた。さうして口論したり唾み合つたりすると、必ずその飛ばつちりが彼女のところへ飛んで來るんで、どうしたらいいか分らなくなることも度々あつた。

おまけに森は、貞江と清助の間に何か性的な關係でも結んでゐるだらうといふ猜疑的な眼を

向け出した。口惜しかったがまあ我慢していると、しまひには

「お前は俺の女房ぢやない」と捨臺辭を残して何處かへ出て行き、そのまゝ歸つて來ないので、どうにも仕方なくなつて實家へ歸つて行つたのだ。それを森は男の鞍更へをする爲だとか何とか云つてゐるが、卑怯とも何とも嘘つばつちの御託に過ぎない。婚姻不履行の責任は却つて森の方にあると見なくちやならない。

貞江は資産數萬の家庭に育ち、親父は村會議員をやつた事だつてあるし、大垣市立高等女學校を抜群の成績で卒業してゐるんだから、あたら十九歳の處女をあんな男に蹂躪された上、嘘八百の主張を黙つて聞いてゐることは出來ない。元來から云ふと結婚なんて一つは運だから、どんな男でもまあ我慢してゐようといふ氣でゐたんだが、かうなつたら正當の主張を押し通したい。

他へ縁付かうとして、破婚したんだなんて、言ふことが出鱈目過ぎて、チャンチャラをかしまし、と。

三、夫が夫なら妻は妻

かう兩方から同時に混ぜつかへされたんでは、判事さんも些か間諛つかざるを得まい。然しこれを一々領付いて聞いてゐた今様大岡越前守はどういふ判決を下したらうか。以下その大意をお話して事件の結着をつけてみよう。

大體この夫婦關係といふ奴は、男と女の意思がうまく結びついて合致した場合、少くともさう見られるべき状態にあるとき成立するもので、又男はこの女を何處までも妻にしてゐよう、女は男を夫として末長く結び付かうといふ兩方の考へが一致して續けられて行くべきものだ。だから亭主の胸倉を掴んで、「女給さんは綺麗でせうよ」なんてヒステリックな叫びを擧げてゐる夫婦喧嘩など、これも愛情の一種で益々濃厚なるべき幸福の前提になつちまふかも知れないんだから、そんなのは問題ぢやないが、兎も角夫婦の置かれてゐる環境やら何やらで、動搖頓挫を來し借老同穴の借老が泣き出すやうな三下り半となる場合は澤山ある。環境に支配されるつて、どういふ場合かといふと、よくある鬼姑の超人間的な虐待振りに堪り兼ねて飛び出し

ちまふといふ風なのを云つてゐるのだ。かういふ譯合のものだから

夫婦間の國交斷絶

といふことだつて尋常一樣に考へられるものではなく、表面上あれや女の方がよくないんだと見えても、うつかりそのまゝに受け取つてゐると大變な間違ひになつたりすることもある。

で、出来るだけの注意を拂つてこの事件を考へてみると、夫婦が別れたのは十二月十五日なのに今だに一緒になつてゐないのだから、二人の間の婚姻關係は破棄されたものと見なくてはならない。婚姻關係が破棄されたとすれば、その責任は誰が有負はなくてはならぬのかが問題だ。

そこで先づ森の方に責任があるかないかを調べてみると、證人の言やなんかに従へば、どうも責任を負はされるやうなこともしてゐない。それに何回となく歸つて来るやうに女の方へ言つてやつた事實があるんだから、これはどうしても男の方からオン出したんだと言ふことは出来ない。

尤も森は「貴様如きお多福は俺の女房ぢやない、四の五と言はずに出て行つて貰ひてえもん

だ」と云つた事實があるらしいが、そのくらゐのことは何處の家庭だつてやつてゐる。口喧嘩の決まり文句みたいになつてゐるそのくらゐのことで、男は婚姻破壊を爲したものだなんてことになつた日には、それこそ熊さん虎さんから大家の旦那に至るまで、夫婦喧嘩をする男といふ男はみんな婚姻不履行といふことにならぬとも限らん。だからそんな言葉尻を掴んで後生大事に證據にしようたつて、絶対に正當な理由には罷りならん。

かう考へてみると夫婦別れ——婚約破棄——の責任は、何處をどう押しても森からは飛び出して來ない。

ぢやその責任は

女房の貞江の方にあるのかといふと、一概にさうとも申されぬ。亭主の方が悪くないのなら女房が悪いに極つてゐるぢやないかといふのは、少しばかり粗相な言ひ分である。

それから森の方から歸つて来るやうにと傳へられても、斷然復縁しなかつたのは事實だが、それは表面上の事實で、單にそれだけのことで貞江に責任があるとは言へない。證人の言によると、この夫婦はもと／＼仲が悪く手に終へないといふものではなかつた。貞江自身も、森の

親父がいろんな風に挑んで来るんで醜關係に陥つたりしてはいけないといふ氣苦勞が多くて居られないと言つてゐるし、證人の言だと、森の親父はいゝ年しながら、まだづう／＼しくも色氣を出し、然も自分の息子の女房に手を付けようとしてゐる、いやあの息子だつて亂暴者だから親父と喧嘩が絶えないんだ、といふのが世間の専らの噂になつてゐたといふ。

かういふいろんな事實を一纏めにして考へてみると、貞江は何も亭主と別れたといつても婚姻破棄の意志があつたのぢやなくて、他に何か特別の事情があつたと考へるのが妥當だらう、森からの申し込みを斷つたのだつて、將來を考へる貞江の母とすれば當然のやり方だと言ふ外ない。だから貞江の方にもこの事件の責任はない。

で、この事件は本訴、反訴共にその請求は不正當である。それから訴訟費用は、原訴の方は原告、反訴の方は反訴原告が支拂へ。

と、かういふことになつて恨み戀なしの大團圓、嘆いていゝのか喜んでいゝのか、一寸判斷に苦しむ。

貞操蹂躪損害賠償の解剖

一、何故損害賠償をさせるか

女房をお拂ひ箱にしたのはいゝが居睡りをして困るからだなどといふのはお拂ひ箱にする正當な理由にはならない、といふので損害賠償をさせられて泣きべそをかいた男や、その他いろんな場合を今迄にお話して来た。

婚姻豫約は法律上有効で、正當な理由なしにそれを實行せず女房を轉がし出したりと損害賠償を取られる。ぢやその損害賠償の責任は、法律上どういふ根據があつて成立するか、といふ事をこゝで説明しておかう。

この問題には従來三つの説がある。

第一は不法行為を原因とする説。

この説では婚姻豫約不履行を不法行為だとしてゐる。つまり他人の貞操權を勝手に侵害する

やうなものを損害賠償の責任があるものと認めるべきだといふのである。然し婚姻豫約不履行の普通の場合には、嫌だと逃げ廻る女を追ひ廻して無理口説きしたものぢやなし、ちやんと「妾の貞操は貴方に捧げてよ」と約束したものと夫婦関係を結んでゐるものだから、たとへ結果として弄ばれたの何のと喚いたところで、男の方からすれば貞操の自由といふ権利を侵害したことはないならならう。女が承諾してゐるんだから違法行為になりつこない。で、かういふところから見ればこの説は正當とは言へない。

だが最初から結婚の意思なんてトンと持ち合せのないのが明々白々たるにも拘らず、お前を末長く女房にすると思ひ遣ひかけて、婚姻豫約をしたり、女を混ぐらかして置いて細工はりうりうまんまと内縁関係を結んでしまつたりして置いて、さていゝ加減その女に飽きた頃抛り出すやうなことをすると、こいつは女が承諾するにはしたのだが正當の申込みあつての本當の承諾だとは云へないから正に不法行為で、こんなのは損害賠償の責任が不法行為に原因してゐる。又婚約も奠もなしに腕力を用ひて嫌應なしに

貞操を掠奪した 場合など、モチ不法行為を原因としてゐる。

第二は債務不履行が原因であるといふ説。

これは婚姻の豫約を債権契約だと解釋して成り立つ説であるが、單にそれだけの關係とするには夫婦といふものは金の借り貸しや、物品の賣買とは違つてチト複雑過ぎる。だから遺憾乍らこれも當安な説ではないと言はなくてはならない。

第三は信義の原則を原因とするといふ説。

これは社會的な觀念から出發して、違約者に債務の義務を認めるものである。どういふことかといふと、信義的に考へて見て、一生連れ添ふ約束で同棲を初めたのに、何等正當の理由もないのに途中から違約されては、違約された方では、有形無形の損害を蒙る。それをそのまゝにしておくことは社會通念上信義の原則に反するものだから、法律では強制的に契約を實行させて同棲を續けさせることは出來ないが、少くともその損害は賠償しなくてはならん、といふのである。

婚姻の豫約を身分上の契約だと解釋すると、この第三の説が一番當を得たものと言ふべきだ。現に大審院でもこの説に従つて凡て此種の事件を律してゐることは、その判例によつて明らか

に知ることが出来る。

二、どの範囲に損害賠償を請求するか

婚姻豫約不履行による損害賠償は消極的損害賠償である。消極的損害賠償といふのは、此方から出したものだけを賠償させることで、不履行にならなければかういふ利益があつたといふ利益までを請求しない性質のものである。だから婚姻豫約不履行の場合のは、長持算筭の道具一式から精神的苦痛の損害まで、兎も角相手が損したよけのものを返へして、豫約をしなかつた場合の原状にまで戻してやる賠償である。

主は百迄俺しや九十九迄 共に白髪の生えるまで、たとへ皺くちやの爺さん婆さんにならうとも、一緒に笑ひ一緒に泣かうと契つた夫婦であればこそ、妻の方では、かけ替の無い尊い貞操も貴方に捧げます、と凡てを捧げ一生を托してゐるのに、何の理由もなしに今日限り離縁だと言はれてしまつたら、女は立つ瀬がないどころか有形無形の損害を蒙る。例へば一旦捧げた貞操が再び清らかに戻つて来よう筈もなく、他の男に再縁するにしても處女とは違つて出

戻りだから何割かの損になる、第一瑕物だと言はれる、その瑕物がお歳の加減で少し小皺でも寄つてゐようものなら買手がでんでなくなる、といふことになつて一生を棒に振るやうなことになる。これは一例であるがまだきだ澤山の損害を受けねばならぬ場合もある。婚姻豫約不履行の損害賠償はかういふ風な、内縁關係さへ結ばなければ受けなかつただらうと思はれる損失から割り出してくるのである。

「わたしはあの男と同棲しなかつたら、自分一人で働いて月百圓づゝ儲かつてゐた筈なんだから、その割で何ヶ年分の儲けをし損つた責任を、あの男に脊負はせなくちやならない」といふ風なのは一寸困る。何故かといふのに、それは夫婦にならなかつたらといふ条件があつても、その爲に儲かるべき利益であつて、受けた損害ではないからである。男はさういふ利益までもその責任は負はなくていいので、夫婦になる前までの女にするべく、受けさせた損害さへ支拂へば足りるのである。

普通損害といふと如何にも財産ばかりに就て考へ勝ちだが、民法の趣旨では精神的な苦痛に對する損害も認めてゐると解釋していいのだから、かうした際女の方では勿論貞操に對する慰

藉料も請求する権利がある。

それからぐうたら亭主が、何處の馬の骨か分らぬやうな女から病氣を貰つて来て、女房にまで感染させて以上のやうな不履行があつた場合など、さうなるともう立派に不法行為が成立するのだから、かういふ消極的損害賠償は勿論、もつと廣い意味の損害を、普通のやうに請求することが出来る。

三、貞操料は何處から割り出すか

「あの男に囁されたんだ」と破鏡の嘆きに晝は日ねもす夜は夜もすがら、嘆き悲しむ女がゐたとしても、謂ふ所の精神的苦痛なんていふものはそれ自身漠然としてゐて、あの女の悲しみつ振りは八メートルだ、いや三メートルだといふ具合には尺れるもんぢやない、とすると一體裁判所では何を標準に三百圓だの一萬圓だのといふ慰藉料を決めるのだらうか、出鱈目にやつてしまふのか。

だがそれは決して氣まぐれでも出鱈目でもないのだ、それにはそれでちやんと割り出し方が

ある。第一に双方の御本人が、

街のルンペン であるか村會議員勳八等であるかによつて、非常に大きな差がある。家賃もろくすつば拂つてない家の子と五十萬の財産を持つてゐるものとも違つてくるし、小學校三年級の退學者と高等女學校卒業生とは其教養の多少の差がある。二十歳での破約と四十歳になつての破約とでは年齢の關係なども大いに考慮に入れると云ふ事になる。

大審院の判例を見るとこんなのがなる。

「権利侵害に對する慰藉料の數額を定めるべき事情に一定の制限はないから、諸般の事情を斟酌して之を定むべきである。故に獨り被害者の地位のみならず、加害者をも斟酌すべきものとす」

「民法が慰藉料を認めた法意は、被害者又は特定の人の受ける精神上的の苦痛を緩和する點に存するを以て、その額を定めるに當つては單に身分關係又は社會上の地位にのみ偏重すべきものではなく、専ら其の苦痛緩和に適當する被害者の精神的欲求をも具體的に考覈すべきものとす」

つまりいゝ加減に三百圓だ千圓だと決めるのではなくて、かういふいろんな點を綜合して幾何と決定することになるのである。

四、慰藉料請求權の讓渡

甲子が貞操を蹂躪されたので本来なら慰藉料の請求は甲子自身がすべきのだが、都合あつて他人に請求權を讓渡したいといふとき、そんなことをしていゝか悪いかに甲子さんハタと當惑することだらう。

それは甲子が當惑するのも無理もないことで、實際にむづかしい問題である。

大體この慰藉料の請求權は債權の一種である。債權の讓渡しに就ては民法第四百六十六條に「債權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得」と規定して、原則として債權者は其債權を他人に讓渡しても差支へないと書いてある。古證文を幾らかに買ひ出して債權讓渡の手續をして、裁判所へ訴え出す所謂三百や古證文買ひは皆此條文を楯として手腕を振つて居る。

ぢや慰藉料の債權だつて文句なく讓り渡したつていゝ理窟ぢやないかと力み返へる人がある

かも知れぬが、慰藉料といふ奴は普通の債權關係と違つて被害者自身の

精神的苦痛

の償ひだから、他の人にその權利をやつてしまつたんでは御本人の苦痛が慰藉されるかどうかと頗る疑問になつてくる。だからこれは絶対に人に讓渡すべきものではない

本人が受けなくては凡そ意味ないことになつてしまふ、といふ解釋の仕方もあるのだ。

然し民法では慰藉料請求權の場合でも普通の債權と同様に扱つてあるし、讓渡し罷りならぬとは書いてない(民法第七百十條)。かうして普通の債權と同じものになる上に、民法でも四百十七條の「損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金錢ヲ以テ其額ヲ定ム」とある規定を援用して、結局の處損害賠償の請求はつまるところ金を寄越せといふ事になるのだとの事にしてあるのだから、請求する人が變つても何等不都合はない譯になる。つまり人に讓渡すのも債權の行使といふ意思だとすれば、讓渡し大いに結構といふことになる。だから法文を眼目に置いて考へたこの讓り渡し結構といふ方が正當だらう。

甲子の子供がこの慰藉料を請求する權利を、母の甲子から讓り受けることも出来るのである
甲子さん、安心してお譲りなさい。

貞操の相場

一、處女料四百圓、淋病慰藉料四百圓也

理窟を並べ初めると際限なくむづかしくなつて行くこの貞操問題の慰藉料といふ風なものは大體どのくらゐが相場だらうか、今實例を集めてその値段を一瞥してみることしよう。

その第一は柳川きぬといふ女が、處女を提供して岩田米藏と内縁關係を結んでゐるうち、女房業を餓首されたとき、その慰藉料が四百圓だつたといふ話。

もと／＼きぬさんにしてみれば、さう簡單にお拂ひ箱にされたんではやりきれないと斷然裁判沙汰にしたものだが、岩田もさるもの一文だつて慰藉料なんて出すもんかと頑張つて、やれ向ふから出て行つたんだとか、やれ子宮病がどうだとか言つて大見得を切る。夜店で品物をひやかすやうに、貞操を中心に男女の虚々實々の駈引、然も處は裁判所なんだから淺間しいとも情ないとも言はれた話ぢやない。

それに對して裁判所の判決は、

「岩田は、わつちア婚姻豫約を破つた覺えなど更々ござらん、きぬの方こそ勝手に荷物を持ち出してつたんだから、どつちかといふとわつちの方こそ慰藉料が欲しい位でござる、と主張してゐるが、裁判所ではさうとは取れない。荷物を持ち出すやうなことをしたからきぬは持ち出したんで、單に持ち出したことからきぬの方に罪があるとは申されん。もつと確かな反證が無い限り、岩田の不履行を正當な理由なしと認める。

それから一つ、岩田はきぬと同棲してみると初めて、

きぬが不妊症 で子宮に病氣があり、性交が出来ないことが分つた。民法第九十五條によ

ると、

意思表示ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラソノ無効ヲ主張スルコトヲ得ス

とあるんだから、きぬが子宮病だつたのを知らずに結婚したのは、この條文にうまく當て嵌つて、婚姻豫約そのものが無効になつちまやしませんか、と強氣に出てゐる。然しこれとて、

きぬの病氣は結婚前に一度子宮病にかゝり醫師の診察を受けたこと、結婚してから一度下腹が疼んだことより外に證據はないのだから、それつほつちのことが不履行の正當の理由にや罷りならん。

何方から見てもかういふ風に岩田の責任になるんだつたら、ちや岩田はいくらきぬに損害を掛けたか、その賠償はどれだけが安當か、といふことが問題なのだが、きぬは結婚する當時二十九歳で處女だつた。貞操に就ての精神的苦痛も相當あるだらう。それと、財産や身分を考慮に入れると四百圓が相當だと認める。それから證人の

醫師の言によれば きぬの下腹が疼んだときは淋病だつた。これは勿論亭主の岩田が何處からか擔き込んできて、きぬに傳染させたものだ、かういふことは前以て女と性交すれば女の方にも傳染する、といふことが分つてゐることである。にも拘らずきぬに病氣を植まつけたといふからには、故意又は過失で他人の身體を傷害したんだから甚だ怪しからんと云はなきやならん。だから當然岩田はきぬの淋病に對しての慰籍料として四百圓、きぬが醫者に罹つた費用の全部二百十八圓四十錢の損害と、ともに賠償すべきだ」

といふことになつて流石の岩田もベシヤンコにやられ、男を一段下げて引き退つた。

二、家政女學校教師の貞操五百圓也

光井靜江さんはある家政女學校の先生だつた。それが山口武一郎と結婚したが御商賣の家政がうまく行かなかつた爲に夫婦關係がオチヤンになつた。

オチヤンになつた理由としては、時々山口は光井先生に飯を食はせない。女中を使ふなど以外の外だとあつて、第一俺とお前は性格が氷と炭だ、うまく夫婦になぞなれつこないやうに出來てゐるんだからと言つて以後同棲罷りならぬと拒んだのである。

夫婦喧嘩は お手のものだつたらしい。岩田は光井先生が教壇で盛に夫婦相和すべき講義をやつてゐる時に、光井の妹を招んで亂痴氣騒ぎをしてみるやら、光井の母に悪罵を浴せかけるやら、随分いろんなことをして光井が堪えられなくなつたものらしい。犬も喰はぬのが夫婦喧嘩ださうだから、かういふ馬鹿げたことはこれ以上詮索する必要もなからうが、離れてみれば女の方ちや只ちや濟まされぬ。

家政女學校の先生、お顔がまるつぶれといふことになる。さうして婚姻豫約不履行で貞操を弄ばれつ放しになつたんだから、光井先生名譽を傷つけられ大いに精神的苦痛も甚だしからうといふもの、岩田は當然、有形無形の損害に對して賠償の義務がある。

そこで損害賠償はどれだけの額になつたかとみるに、

「仍てその額を考へ見るに、離婚が或程度まで協議の上で行はれたといふこと、光井先生は家政女學校の榮譽ある教師で、親父また石のやうに固く厳格な教育家であつたところなどを斟酌して、慰籍料は金五百圓也が適當である。」(東京控訴院判決)

で結局、光井先生は先生としての高い鼻をベシヤンコにされ、貞操と共に金五百圓で買はれたことになつた。

三、高女卒業未成年の貞操は？

これは又お若い御夫婦、男は藤本猶重、女は松本カズエといふ御二人とも未成年者だつたときの貞操料が金五百圓だつたといふ話。大阪控訴院の判決だが、チトその事情を書いてみると

かうである。

何がさて二十歳にならない御兩人である。媒酌は薩摩コトといふおばさんだつたが、夢か現か分らずに新郎新婦と相成つたらしい。そこまではまこと穩やかに借老同穴の第一歩を踏み出したんだが、大正五年六月、まだ三ヶ月にならぬのにカズエが實家へ舞ひ戻つてきた。それつきり夫婦關係は絶たれてゐて未だに解決されてゐないのである。

カズエが實家に歸つてからは、何回となくカズエ方からは復縁してくれるやうに申し込んだが、藤本君の方では入籍の手續きを取るところか一かう寄せつけない。

そのうち藤本君のお母さんはカズエの親父に手紙を送つた。その内容は、
「カズエといふ女は實にだらしのない奴で、これは大事なものだから藏つておけと言つても片付けておかないし、家計の方だつて月々どうなつてゐるのか御本人少しも考へてゐない。家の締りと來たら子供みたいにだらしなく、洗濯をさせても水でちやぶ／＼やるだけで穢れたところが落ちた例がない。近所の人に親切にするなんかと考へることは先づ／＼ないし、どつちかと言へば、ンとお高く止まりたい癖がある。」

やさしくしてやると 圖に乗つて大きく出るし、油断してゐると嘘ばかりついてゐる。それぢや本人の爲にもよろしくないから、私も度々注意してゐたんだが、貴方の方でもよつく御訓陶になつた方がよろしいやうです」とある。

心配したのは媒酌人のコト婆さんである。折角お世話したのに破談になつたと云はれては、顔の皺が益々多くなつて面目なしとあつて、早速藤本方に行つて談判したところが、カズエ方からそのうち何とか返事があるからとか何とか言つてゐて、大切な復縁の事はチツとも口を出さない。それぢや話が纏らぬから、一體復縁はどうしてくれるんだと、このところ社會の長を以て任ずる婆さん大いに追窮して行くと、何は兎もあれ結納金は返していたよきませう、と又々洗濯がどうの家計がどうのと苦情の展覽會みたいになつてしまつた。

そこでカズエの親父も黙つてゐられず、多くの人を介して百方復縁を通つたが頭として聞き入れない、結納金を返せなんて言はれては益々問題は先方に結婚生活を続ける意思がないことを明らかにしてゐる。

そこで例の如く裁判といふことになつたのだが、遂に大阪控訴院は次のやうな判決をした。

「抑々結婚といふ奴は遊び事やなんかぢやない、大いに人生の大事でいゝ加減なことで済ましてはならないんだが、男女が婚姻の式を擧げて同棲してゐる以上は、何にも正當の理由なしに違約しぢやならんことだ。若しそんなことになつたら女の方では精神的の苦痛を受ける上に一生を瑕ものにされちまふ。

この場合 にしても二人は同棲を續けて來てゐるのに、夫婦別れになつたことには何の正當な理由もない。女の方から何と言つて申し込んで入籍を受け入れないといふのは、甚だよろしくないばかりでなくカズエはいろんな損害を受けたことになる。

で、男は勿論その損害を賠償しなくぢやならないのだが、一體どの位の損害と認めたらいいかといふに、カズエが未成年者で處女であつたことや、女學校を卒業してゐる上に小學校教員檢定試験に合格してゐることなどを參酌して考へてみると金五百圓が相當である」

四、女中と八百屋の夫婦はどうなつたか

今度は少しく種を變へて、唐茄子菜つ葉を賣る八百屋さんの女房になつた女中さんの場合を

掲げてみよう。男は石田友太郎、女は伊藤まちと言ひ、東京地方裁判所の判決である。

八百屋の友さんも年頃だ、嘸かし女房も欲しからうと、何處にでも世話好きの人は必ず一人や二人はゐるもの、友さんこの出雲の神様の出現によつて、さるところの女中奉公をしてゐたまちさんを娶つた。勿論そのうち法律の手續も取つて公に夫婦にならう、といふ頼もしい申し合せ。

ところがその友さんが女房を追ひ出しちまつたんだから問題になつた。だが女中さんとは言へまぢ嬢もさるもの、それぢやアあんまりだといふので訴へ出るといふ段取りには相成つた次第である。

これに對して八百屋の友さんもそれ相當の理窟を並べて、追ひ出す方が無理か追ひ出される方がよくないのか、物は考へ考へやつた方がよからうと大した劍幕でこれに抗議した。

友さんの主張によれば、

「彼女は何とももうお話にならねえ怠け者なんです。その上に何かつてえと俺の悪口を並べたり、近所近邊へ碌でもないことを喋舌つて廻つたりしやがるんです。それでゐて自分のこと

は棚に上げ、年とつた俺の親父やお母を虐待しやがるんだから、仕末にや終へねえといふもんです。

御存じの通り商賣は八百屋をしてるんですが、あの女と来た日にや字が讀めねえんですから逆も使ひ途のあつたもんぢやありません。そんなわけですから彼女はもう女房にしてゐられなくなつちやつたんです」

とかういふ譯で、友さんは順々として女房の不信任を述べ立てた。

然し判決は友さんが不正當な理由で婚姻豫約を履行せぬといふことになり、流石の江戸子口調も効を奏さずにしまつた。それは、

女に字が讀めず 本を見ても墨が邪魔になつて分らないといふ事だけは認めるが、怠け者だの兩親を虐待するだのといふことは、確實な證據がないから、取り上げられないといふのである。

ところでその女中さんは「みだりに貞操を弄ばれた」ことになつたのだが、どれ位の慰藉料を貰つたらうか。判決文中の一齣を抜いてみれば、

「原告は之がために其の心身に著しき打撃を受け、精神上多大の損害を受けたことは、吾人の経験律に徴して方にその然るべき所と認定すべく、被告に於て之が賠償の義務あるは論を俟たない。而して右原告の精神上の苦痛に對して之を慰藉すべき金額については、被告は八百屋を業とし、一日の賣上高五圓乃至七圓を以てその生活資料と爲し居るもので、原告は被告方に嫁す以前は、他家に下婢として奉公してゐたものであるから、金五百圓を以て相當を認め、その限度に於て原告の起訴請求を認容すべく、其餘の請求は之を棄却すべきものとす」との御宣告である。八百屋の女さん、汗を流して取つた五百圓を取られて、蒼くなつたこと無論である。

五、看護婦受難代價五百圓也

これは又看護婦の大嫌ひな男だつたと見えて、女房がその昔看護婦をしてゐたことを知つてお拂ひ箱にした問題。

野口カツといふ女は、人を介して安藤清次郎と同棲することになり、松の緑の末長く夫婦の

好みを續けやうとしてゐたところ、突如安藤から離縁を逼られて、此處に致し方なく例の三下り半といふことになつた。

ならば安藤といふ男はそれだけの理由で女房を捨てたのかといふと、なか／＼どうしていろんな風に勿體をつけてゐる。

第一カツは女房としてではなくて、妾として關係したんだ、誰があんな奴を女房になんかするもんか。又彼女は以前病院勤めをしてゐる頃、或患者と出来てしまつたりいろんな病氣をしたり、兎に角大變な喰はせものだ、それが證據には同棲するやうになつても看護婦をしてゐたといふことを絶対に口に出さなかつたぢやないか。兎に角本人はどういふ考へか知らないが、此方の方は看護婦なんかといふ

不貞女の標本 みたいな者と結婚する心算はないんだから、あつさりと婚姻契約とかいふ奴を無効にして別れようぢやないか。と云ふのだ。此處のところ彼も、大いに該博なる法律知識を振り廻して、民法第九十五條に法律行爲の要素に錯誤があつた場合は無効になると規定してあるのをひつぱり出したわけである。

この抗辯に對して東京地方裁判所はどう解決したか。

妾として關係したか女房としてであるかなんぞといふことは、餘程確かな證據がなければ分らないことなのに、安藤にはその證據がないから、今更、そんなことを言つたつて初らないことだ。

看護婦だつたことを隠してゐたといふのがだい分問題らしいが、事實安藤は知らなかつたらしい。だがそれを契約する時言はなかつたのはカツ自身ではなしに媒酌人の土橋彌一郎だつたのだ。それも土橋は當時看護婦をしてゐたことを知つてゐたかどうかも分らないことなんだから、それで以て契約を破る理由にはならない。何故かと云へばカツも土橋も詐欺を働いたものとは見られないからだ。

それからカツは確に病院にゐたころ、患者の男とすつかりいゝ氣持になつちまひ、たうとうその男から

肺の病氣 を傳染させられたことがある。然しそんなことは此の場合何の言ひ譯にもなりはしない。すつと以前のことなんだから、男といちやつかうといちやつくまいと、いゝ氣持に

ならうとなるまいと、何も改つてその一々の曰く因縁故事來歴を、夫の前に御説明申し上げる必要は更々ないことなんだ。

と、かうなつてみれば安藤はカツに慰藉料を拂はなくちやならないのは、理の當然事の順序といふものだ。聞けば安藤はなか／＼の名聲や名譽のある男らしい。その前後の事情やなんかから考へてみると、五百圓拂ふのが一番相當である。

これで事件は落付いたわけだが、そこいらの看護婦さんたちよ、たとへ裁判所では「社會上相當の聲譽ある婦女子たる看護婦」と認めて呉れるやうな判決をしても、あんまり青春を享樂し過ぎると世間には未だこんな風に、「看護婦なんぞやつてゐた女を誰が女房にするもんか」といふことになりませう、正に以て看護婦受難時代ですからな。

六、素封家の娘の値段は？

三年間も喃々喋々の甘いところを見せて人を羨ませてゐながら、突然夫婦別れになつた夫婦の話。女も男も、その地方ではかなりに巾の利く素封家の娘であり息子であつたから、娘の貞

操料が幾何程であつたかを知るのも一寸面白いだらう。

三年間も同様してゐたんだから、當然の結果として愛の結晶夫婦の寶の子供を一人、中に挟んでお父さんとお母さんの喧嘩なのである。

男の方に言はせると

何も勝手に出て行けと言つた譯ではなしに、二人が慎重熟議、大いに考へての末合意で別れることになつたんぢやないか、俺の方には責任があるなんて勘違ひされたんぢや、聊か以て迷惑に存すると熱を吹く。近頃急に夫婦の愛情は無くなつたし、今になつて女が家風に合はない性分だといふことが分つたんで、かういふ風に話をつけたんだつたぢやないか。と。

然し男がこれ以上頑張るには一寸面白くない證據が女の方にあつた。といふのは女の家の方から何回となく入籍を催促し、一度なんかは女の両親の調印をして婚姻の届け書を男の方へ送つたんだが、男の方ではそれを届け出さなかつた。自然愛の結晶は嫡出子として戸籍に納まる事は出来なくなつた。

で結局、何等正當の理由なしといふので男が負けたことになつたのだが、問題はその女の貞

操は何圓で賣られたことになるかである。

素封家の娘

といふのが味噌で、新聞紙なんかにも種探しに汗みどろの記者が二段抜きか何かで書き立てた爲、世間でもどんなことになるだらうと注目してゐた。

がこいつは期待に叛いて案外に廉く、金五百圓也といふ處で兎がついてしまつた。生娘を三年も黷りものにして五百圓とは、これやうまいことを聞いたなんて、そこいらの不良老年どもの喜びさうな、ことほど左様に情ない貞操の超特價ではないか。

七、一千圓はチト高過ぎる

松田はなといふ女、浅野兼玄といふ逆も偉い坊さんみたいな名前の男と結婚し、例によつて例の如く離縁を逼られたときの損害賠償が高過ぎると裁判された話。

やれ〜娘も嫁いて、これでまア一安心とすつかり氣を軽くしたはなさんの母君、とある日娘の處へヒヨコ〜と現はれたまではよかつたが、娘の亭主浅野から、矢庭に「あの女はどうも私の家業に合はない、引き取つて貰ひたいんだがどんなもんだらう」とやられたんで、何時

になつても苦勞は絶えやしないとしみん、悲しんだものである。然し敏ばかりの顔で悲しんでばかりゐたところで仕方がない。早速親戚會議開催に及んで満場一致、離縁絶對反對といふスローガンをでつち上げ、之を携げて全權委員が淺野方へ談判に押し掛けるといふ次第とは相成つた。

然し先方淺野方では相手にしない。忽ち國交断絶といふ不穩な形勢、花嫁御寮も悄氣で歸されてしまつた。で松田はなさん、精神上の苦痛に對する損害一千圓也、結婚準備に使つた着物や道具の損害五百圓也、メて金一千五百圓を寄越せといふ裁判を仰いだ。

で淺野がはなを追ひ出した理由を調べてみると、

「あの女は我儘者で、普通世間一般の家庭のやうに圓滿に愛情を持つて生活しようなんかといふ心掛けがチツともない。リョウマチスで悩んだので醫者の所へやると、私の妻だと思はれるのを嫌がつて松田といふ原姓を使つた、萬事がその通りで、私の商賣が恥しいと思つてゐる奴なんだ。

あゝいふ女と 一緒にゐるのは末が案じられるんで、別れようと温順しく話しこんだばかりだ」

りだ」

と説明したが、これでは婚姻豫約不履行の正當な理由にはならないと云はれ、淺野の敗訴となつた。

然し合計金千五百圓也の損害賠償の請求は、それや些か駈引が多からうと、はなの方も大いにまづい事を言はれた。

着物を買つたのやなんかの合計五百圓也は、證據を見せて御覽の通り結婚の時作つたんですとやつつけたが、その使つた金全部が結婚の爲ばかりぢやあるまいときめつけられた。なるほど結婚の時使つたにちがひないが、結婚しないつたつて着物は着るんだし、強ち淺野の爲に損害になつたものとも言へない。だからさういふ金は淺野が責任を持つ必要はない。

それから貞操慰藉料の金一千圓也もはなさん、少し脊負ひ過ぎてはゐませんか、といふ事になつて落行く先は五百圓也。

一千五百圓が高過ぎて五百圓に値下げになつた貞操の代金、次第は以上の如し。

八、六百圓で女房の新陳代謝

「女房と疊は新しいほどいい」とよく言ふ。誠に不都合な格言だが、男といふ動物の氣持の底には随分浮氣なところがあるんだから、何と憤慨してもこんな格言が聖代を横行することになるのだ。

ところで此處に久保喜之丞といふ好色家、中村いよといふ女と結婚した當時はそれでも女房可愛やの一念、鴛鴦もたゞならぬ可愛がり振りを發揮して、大いに周囲の者を嫉かせてゐたが持つて生れた浮氣の虫が、そろ／＼鎌首を擡げて來た頃、いよは喜之丞の子供を産み落してゐた。喜之丞の方は

女房の妊娠中 どうもチツとしてゐない色の慾を、ふとした料理屋の酌婦に注ぎかけてゐた。そこはそれ遠くて近いは何とやら、女に迷つた彼の盲目の慾情は、たうとう酌婦に家を持たせて自分はそつちに住み、女房のいよを振り向かふともしなくなつてしまつた。

こんなことで何時迄抛つておかれては堪るものかと、いよは再三正規の結婚手續をしてくれ

とせがんだが、「女房と疊は新しい方がいい」と決めてしまつたものか、喜之丞、なか／＼承知しない。承知するもしないもてんで相手にならうとはせず、例の酌婦にぢやれては金を持ちあげられてゐる。

で業を煮やしたいよさんは、遂に裁判所へ駆け込んで慰養料請求といふことになつた。その結果、金六百圓也を喜之丞は取られた。

が然し、「六百圓で女房が取り換へれるんなら安いもんさ」と喜之丞君、鼻を動かして嘯ぶいたかどうかは筆者の保證する限りではない。子供まで産まされて六百圓で追ひ出されたいよさんが、「地獄の沙汰も金次第だ」と六百圓を握つて感慨に耽つたとか耽らないとか。

九、七百圓取られた商船學生

濱名要といふ東京商船學校の學生さん、取り持つ人があつて窪田いちと結婚式を挙げた。正式の届出は濱名が卒業してからといふことになつたが、武雄と浪さん以上にズツト同棲してゐるんだから完全な婚姻豫約が成立したわけである。

だが何と、男心と秋の空、濱名が學校を卒業する頃はまるで穢いものでも見るやうに、いちの顔さへ見れば文句を付けるやら喧嘩を初めるやら、どうも近頃女房が邪魔になりさうな素振りが多い。

さうかうしてゐるうちによくしたもので、年限が経つて濱名は學校を卒業することになつたから、いちも愈々正式の結婚をしてくれと逼つてみたが、さなきだに毛嫌ひしてゐるやうに見える濱名のこと、何と言はれても言ひ逃ればかりしてゐて決して應じようとはしない。

裁判所で濱名のいふところによると、いちは素行がよろしくなく、

他の男とも關係

してゐるらしい、といふのだが、證人たちは、それやまるつきり反對だ

素行がいゝのはいちの方で、さういふ御當人はこんな噂を立てられてゐるぢやないか、と濱名の方の旗色が悪くなつて結局敗訴。

そこで、「濱名といちとの教育、社會上の地位、年齢等を參酌して、本件慰籍料の額は金七百圓を以て正當と認める」とあつて濱名の女房賜り料は決定した。

一〇、海軍軍人蒼くなるの巻

男はこれ帝國日本を擔つて立つ榮ある海軍軍人竹本昇義、女は横濱フェリス女學校出の才媛石川よね。が軍人も軍人なら才媛も才媛、二人をめぐる醜い争ひを遺憾なく曝け出した裁判事件である。

先づ原告たる石川よねの主張を一瞥しよう。

大正八年十二月私たち二人は芝浦の「イクス」で結婚式を挙げ、翌九年の四月には男の郷里愛知縣で披露の宴を張りました。その頃竹本は海軍省人事部に勤めておりました。同棲してゐたのは結婚式から大正十年九月まででしたが、その間に何回となく籍を移して正式の結婚をしてくれと申し込んだのですが、夫は何とか彼とか因縁をつけて承知してくれなかつたのでございます。

大正十年九月三十日、竹本は横須賀の方へ轉勤を命ぜられて赴任したのですが、その時私も一緒に連れて行つてくれるやうに頼んだのですが、これもいゝ加減なことを並べて一人で行く

てしまつたのです。十一年の暮に竹本は現職を退きましたので、改めて人を介して入籍を迫りましたが、これも何の効果もありません。明らかに私との同棲を嫌つてゐるのでございます。そのうち竹本は郷里から依子さんといふ女の方を招んで同棲し、今度は正式に手續を済ませましたので私の方は婚姻豫約を破棄された結果となつたのでございます。

私の父は五萬圓ほどの資産を持つて電気機具の据付販賣を業としてゐるのですが、長女である私はフェリス女學校を卒業してから家業の手傳ひをして、毎月四十圓ほどの収入を擧げて居りました。當時竹本は海軍一等書記として月額七十圓餘りの給與を受け、退職してからも

恩給が三百圓

餘りあるのでございます。竹本といざこざを重ねてゐるうちに私はたうとう三十三歳のお婆さんになつてしまひました。もう再縁しようにも取り過ぎてしまつた齡でこんなことになつたが爲、私がどんなにか苦しい思ひをしてゐるか御察し下さい。

で次のやうな損害賠償を請求したいと存じます。

一、貞操慰藉料二千圓。

二、竹本との同居期間中、家にゐたなら當然収入となるべき月四十圓の割合の損害。

三、結婚式の時イクスへ支拂つた費用其他の雜費と披露會の費用合計二百圓。

四、淋病治療費、之は竹本から傳染させられたものです。三百五圓十錢。

五、別居するやうになつてからも淋病の爲仕事が出来ませんでしたから、これも月四十圓の割合で加算すべきだと存じます。

六、同棲中平均月三十圓位私の方から立替へて居りましたからその割合で計算した全部の六百四十五圓。

これを合計すると四千七百五十圓十錢になりますが、それを支拂つて貰ひたいと存じましてかうして御手数を煩はす次第でございます。

これに對して被告の竹本は何と答辯したか。

大正八年十二月「イクス」で結婚式を擧げ、九年愛知縣で披露をし大正十年九月三十日まで同棲してゐたこと、大正十一年竹本依子と結婚したこと、それからよねが淋病に罹つて入院して治療したことは、正にその通り間違ひがありません。

もとく私たちが 結婚するに就ては、よねの家には財産が十萬圓あるが、私が退職した

後にはその資産に相當するやうな生活をさせてくれるといふので、よねの父と婚養子の縁組をすることに相談が纏つて、一先づ同棲といふことになつたんです。ところがこれはよねと同棲するやうになつてから分つたことなのですが、よねの家には十萬どころか資産といふ程の資産もなく、公民権もないやうな有様であることが分つたので、これでは初めの話と事實が違つて來ました。さういふ譯ですから以前意思表示は無効となり、勿論私だつて正式に結婚する氣などはなかつたのです。

若し無効にならないとしても、大正十一年一月私の代理人からよねの代理人へ結婚金の百圓を返へし、養子縁組の豫約はこれで合意の上解約されたことになつてゐます。だからよねが今更損害賠償などいふ筋合のものではないと思ひます。

又よねの主張するやうに私の方に責任があるにしても、例へば入院費用にしたつて全部で四百圓は私が出してゐます。その證據は差上げて置きました。

以上のやうな二人の論争に對して下された裁判は次のやうなものである。
婚養子縁組のことに就ては、ハツキリとかうだと主張出来るやうな證據が竹本の方にないか

ら、抗辯は取り上げるわけには行かん。竹本が横須賀へ赴任してからよねの事は捨てゝおき、同棲するやうにと申し込んでも何にもせずゐて、黙つて他の女と結婚してしまつたといふのは、つまるところ何の正當な理由もなしに婚姻豫約を棄てたものであるから、よねの蒙つた損害を支拂ふ責任がある。

よねは結婚しなかつたら月四十圓づゝの収入があると云つて、その割で計算した金を要求してゐるが、これは豫約不履行のため受けた損害とは言へないから認めることは出来ない。結婚式披露の費用も同様である。

淋病の方も 夫婦間で故意過失で傳染させれば不法行為となつて責任問題になるが、こんな場合はどうとも解釋し兼ねる。此點のよねの請求は當を失してゐるから却下する。よねが家事の費用として月三十圓立替へてゐたといふのも、證據がなければ喧嘩にならない。

で、いろんな點を綜合して考へてみると、慰籍料は七百圓が相當で、それ以上はよねの方も虫が好すぎる請求である。

との判決に折角並べ立てた女の損害金も遂に七百圓まで下落して暮といふことになつた。

一一、從兄妹の一千圓也の貞操

西島源太郎君と田中美佐於さんとは從兄妹の間柄だつたが、滿三ヶ年の結婚生活の末、美佐於さんの妊娠中に乗じて、源太郎君他の女と同棲を始めたので、美佐於さんは逃げ出してしまつた。

お定まりの裁判は美佐於さんの貞操に對してどんな判決を下したか。名古屋裁判所の判決は大體次のやうなものである。

細君を押し退けて 他の女と結婚するといふことは、たとへどんな理由があつても實によろしくない。殊に細君は自分の胤を宿して身重になつてゐる際、さういふことを臆面もなくするに至つては、憎んでも餘りある行爲と言はなくちやならない。

西島は、女房は身體が弱いので到底末長く同居は出来ないと云ふが、それよりも自分自身の行爲を第一に顧るべきだ、從兄妹の間柄ならば前以て女房となる女がどんな人間か分らない筈のものではなく、又美佐於の方では以後やうつと夫婦關係を續ける意思が明らかだつたのか

ら、例へばさういふ理由があるにしろ、そんなものはこの場合の正當な理由にはならない。だから當然この豫約破棄の責任は西島が負ふべき事は言ふ迄もない。

こんなのは普通の場合と異つて、正當の理由がないどころか殆んど理由といふべきものがないのだから、責任だつて大きく見られていゝのだ。さうして自分の子を孕んだ女房を捨て、他の女と婚姻するなどは、全く質の悪いやり方であるばかりではなく、美佐於に對してこの上もない侮辱を加へたものである。美佐於が貞操を弄ばれたに就いての精神的苦痛は嚙かし大變だらうと察することが出来る。

そこで二人の間の地位身分なども考慮に入れて損害の程度を見ると、一千圓が相當だと認めらる。(大正五年名古屋控訴院判決)

だんく貞操の値段 がせり上つて來たやうだが、この時は裁判所も西島のやり方を大變惡んでゐたやうに見える。

一二、千五百圓の貞操は？

「坊主憎けれや袈裟までも」といふ。その反對は「惚れた慾目であばだも笑窪」といふことになる。

何か一つ氣に入らなければ坐つた恰好まで癩の種になる。惚れ込んでしまへば馬鹿にされても喜こんでゐる。人間なんていゝ加減に出来てゐるものだ。

ところで此處に出て来る染屋源一君は何かのきつかけで女房が嫌になつて来たらしい。嫌だとなれば臍の形まで嫌なもので、彼氏女房を追ひ出してしまつたんだが、その追ひ出すときの理由はといふと、裁判所で次のやうなことである。と述べた。

たうとう俺の所もあんまり有難くない有名な家になつちまつた。實際夜となく晝となく居睡りばかりしてゐるんだからやりやれない。俺の所へ來るとき彼女は二十四だと言つてたんだが事實はもう二十六になつてやがる。今俺は二十二なんだから四つも年が上といふことになる、女房がこんな年上だなんて、随分嫌なこつた。まだある、彼女は實科女學校とかへ三年行つたし、女のやるべきことなら大抵出來るとか云つてたのに、やらしてみると裁縫は勿論、何一つ手仕事で出來るものつてありやしないぢやないか。兎も角かういふ女は俺に取つちや鬼門だ

勿論これは あんまり毛嫌ひし過ぎて離縁を逼つたので裁判沙汰となり、その答辯として婚姻豫約不履行の理由にかう喋舌つたわけだ。然しこれで千五百圓取られようとは彼も思つてゐなかつたらう。

だが之に就て證人や證據で裁判に採用された陳述はとみると、第一二十四歳でございなんかと嘘を吐いたことなど、只の一回だつてござり申さず、ちゃんと婚約する前に男の方へ傳へてあつたことになつてゐる。居睡りだつて別に晝日中涎を垂らしてだらしくコクリコクリとやるといふ譯ぢやない。夜遅くまで仕事をしてゐるので、遂に眠くなつてうつらうつらやるだけだ。裁縫が出来ないとか何とかケチをつけてゐるのも、これもどうだか分つたもんぢやない。つまり染谷君、尾に鱧付けて「坊主憎けりや袈裟までも」を遺憾なく曝露したわけだ。かう何でも彼でも癩に觸られて、笑窪を見てもあばだと思はれた日には、女たるもの何とも立つ瀬も浮ぶ瀬もないといふものだ。

だが裁判にしたら、不履行の理由がこんなケチなものだつたことも手傳つて、忽ち彼氏一千五百圓を支拂ふべしと判決されてゐる。

一三、イビリ追出し二千圓也

瀬戸孫八なる男、相澤スズといふ女を女房にしたところが、姑と嫁の折合が面白くない。姑は何かにつけて嫁を虐めるばかりではなく、嫁が居堪らなくなるまで毎日々々難癖をつけるんでスズも實家にこの事を言つて、一先づ別れたいと親父に訴へた。

これを聞いて憤慨したのはスズの親父である。あはや娘の一大事と、直ちに手紙でこれが詰問に及んだ。「人を馬鹿にするにも程がある。娘がどんな悪いことをしたかは知らないが、朝から晩まで虐待の道具にされたんぢや堪らない。そつちがその心算ならこつちにも少し考へがある」と。要するに親父は親父である。可愛い娘を罵りものにされたんぢや、親父の姑券にも係ると、親馬親チャンリンならざる父性愛を發揮して、大いに先方に示威をやつて見せたわけである。

ところがこの手紙を見た姑は益々鬼の本性に磨きを掛けて虐待を募らすばかり、亭主の孫八まで何ちや彼ちやと攻撃してくる。

拳闘の練習用 の人形ぢやあるまいし、何方を向いてもかう虐められ通してはいかなスズさんと言へども、泣き寝入りといふわけにはまゐらぬ。そこで飛び出して實家へ戻つてしまつた。何のことはない、イビリ追出しである。

そこで訴状を出す段取りに及んだわけだが、審理の結果裁判所は、スズが飛び出したのはもう氣持に平静を保つやうな餘裕がなかつたので致方ない行動であり、孫八方にこの責任はあるといふことに判断した。

で慰藉料はどの位の相場を見せたかといふと、「スズの年齢、社會上の地位その他を參酌し、精神上の苦痛を慰藉するためには、金二千圓を支拂ふ義務あるものとす」に落付いた。

一四、この理由はヒドイ

これは又、女房に因縁を付けるにも付けたり、〇〇〇〇〇〇〇〇困るといふ理由で追つ拂ひ出した事件。

△田△太郎なるかなり大きな乾物問屋の惣領息子、もう年頃だから嫁を迎へて家業に精出さ

せなきやといふので娶つたのが山△ユ△さんといふ花嫁、まだく、新婚の夢に酔つてポーズとしてゐる筈の嬉しい時からどうも夫婦仲が面白くない。

「何か御氣に召さないことがありましたら、どうぞお構ひなく仰言つて下さいまし」
とこの花嫁、案外如才なく出たが、

「氣に入るも入らぬもあるものか、不具者ぢや誰だつて困るに決つてる」

「あら、わたしが不具？」

「不具も不具、大不具だ！」

とふん反り返つて説明したところによると、ユ△の身體には捨ておきならん都合なところがある。

それも胃病とか 頭痛がするとかなら何も問題にはならないが、夫婦關係に一番大切なところが病氣だといふのである。

これを聞いた花嫁のユ△さん、勿論顔は眞赤になつてしまつたが、ほんとにわたしは不具なのかしらと、大いに憫み悶え嘆き悲しんだ。

で結婚後二十日目ユ△方の媒酌人が訪ねて來たのを幸ひ、實家へ連れて行つてくれるやうに頼んだ、媒酌人は感心してなるほど親切な亭主だわいと獨り微笑んだのはよかつたが、豈圖らんやそれ以來惣太郎は花嫁を寄せつけない。抗議すると、

「○○無○症ぢやアね」

とあつさり撥ねつける。

ユ△方でも心配して、ほんとにユ△は不具なのかしらと醫師に診せたところ、醫師は何でもないといふ。普通のから見ると少しばかりさういふ徴が見えないこともないが、これぐらゐでは何んでもありません、といふ診察。

これでユ△の身體に就ての心配はなくなつたわけだが、なくならないのは出戻りの解決である。何でもない花恥しい花嫁をつかまへて、お前は無○症だぞなんかと言はれて引き込んでゐたんでは、癖になるどころか娘の名譽丸つぶれといふものだ。

で、再び復縁を交渉してみたが受け入れようとはしない。何と言はれてもあれぢやア困ると

ス。。

「第一私の方の商賣ぢや、あの病氣を

貧乏神 みたいに毛嫌ひして居りましてね、縁起を擔ぐわけぢやないけどあれでは些か困

りますね」

かういふわけでユ△は結局断はられてしまった。

断はられてしまったがそのまゝ泣き寝入りしたとあつては、第一世間様の口が五月蝿い。本人の不名譽は言ふまでもなくスツカラカンだ。といふので訴訟を起したところ亭主△太郎の敗訴、だが△太郎さんなか／＼承知しやうとはしない、此判決不服とあつて控訴することにしたが結局東京控訴院の判決は、

「△太郎に誠意がなかつたものと認める。醫師の證言によれば何でもないんださうだが、若し假にさうだとしても婚姻拒絶の正当な理由にはならん。

△太郎はユ△にその精神的損害を賠償すべく三千圓拂へ」

といふことになつてこの無○症問題は解決することになつた。

一五、藝妓と伯爵の四萬圓事件

大正十年頃、新橋で左棲を取つてゐた「のお葉」といふ一流の妓が、後藤象次郎伯爵の嫡出子伯爵後藤保彌太に可愛いがられ、五ヶ月間愛の巢を營んでゐたところ、突如後藤伯爵が花岡貞子といふ女と結婚してしまひ、「のお葉」は顧みなくなつた。そこで東京地方裁判所で事件が白目の下に曝されたのは、かなり有名な事であるが、その真相はどうだつたらうか。以下同裁判所の判決から、事情を探究してみることしよう。

先づ平林順子（のお葉の本名）はどういふ陳述をしてゐるか、彼女の代理人たる辯護士は次のやうに主張してゐる。

「後藤伯爵は順子に四萬五百三十二圓八十五錢を支拂つて貰きたい。

順子の父は平林岩次郎と言つて横濱で盛大に生絲業をやつてゐたんだが、

失敗に失敗を 重ねて一度に家の柱が傾き出したので、順子の姉が新橋に藝妓屋を開き、

順子も女學校三年だつたのを退學して左棲を取るやうになつたものである。だから左棲を取つ

て客の前に顔を曝す女にはなつても、もと／＼順子には相當の教養があつた。

で順子は、たとへ身は落魄れようと操は固し石枕で、決してそこいらにゐる不見轉みたいな眞似をしようとはしない。そのうちにだん／＼賣り出して新橋一の名を取るやうになり月々五百圓ぐらゐの収入があつた。偶然後藤伯と顔を合せたのは大正十年十月、二人の意氣がうまく投合したものか早速二人で京大阪の方に旅行に出掛け、こゝに初めてしめつけほい關係を結んでしまつたもの、その時は東京へ歸るとすぐ後藤伯から妻にとの申し込みがあつた。

然し後藤は伯爵後藤象次郎の嫡孫にあたる華族様、アメリカに三年も留學してゐるし、歸朝してからも實業界に錚々の名を馳せてゐる大物、藝妓稼業の順子としては身分が違ひすぎる、到底永く妻にといふ譯には行かないだらうといふところから一度はこれを斷つた。

だが斷られれば益々欲しくなるのが人情、再び後藤伯から申し込みがあつて、何も藝妓稼業だからつて、さう歪むには當らん、現に僕のお母さんだつて藝妓だつたんだが、どうして大變立派なお母さんだつた、それに聞くところによれば君だつて、相當の家に生れて相當の教育も受けたといふではないか。僕は親から結婚の自由を與へられてゐるんだし、將來がどうのと考

へるのはそれや取越苦勞といふものだ。決して變心なぞしやしないから、まアそんな心配をせず承諾してくれ給へ、と懇ろな申込である。

かう言はれてみれば順子も女、身を浮川竹の浮き沈みに任せておくよりも、玉の輿に乗つて

伯爵夫人で

納まつた方がいゝことは勿論である。やつと乘氣になつて母や兄の忠告を蹴

飛ばして自由廢業をし、大正十一年二月、後藤伯の弟二人と順子の母との立會ひの許に、末長く夫婦の契りを結んで内祝言を済ませ、代々幡に家を構へて二人の生活が初まつた。

それから同棲が続いたのだが、以後順子は度々届出をしてくれと申し込んだが何とか彼とか言つては實行しない。そのうち順子は後藤伯の淋病を貰つて婦人病にかゝり、久保醫院に入院療養といふことになつた。やつと病氣が全快して退院したころ、順子はもう後藤伯の胤を宿して妊娠三ヶ月になつてゐたので、實家に歸つて靜養に努めた。

前々から後藤伯は花岡貞子といふ女と私通してゐ、同棲してからも依然としてその關係を止めないので、順子は母を通じてそれを難詰した。すると後藤伯も至極御尤もといふ貞子との關係は絶つことを約束したので、此方は安心してゐると突然、順子が靜養に實家に歸つてゐる間

に、帝國ホテルでは堂々と後藤伯と貞子との結婚披露の宴が開かれた。だから言はないことぢやないと、母が順子に言ふ暇もあらばこそ、完全に順子は貞操を蹂躪された上恥をかゝされた結果となつた。

もとより順子は將來後藤伯と悲喜哀樂を共にして、將來を彼に頼つてゐたのであるから、かういふ事態になつたときはまるで高い所から突き落されたやうに失望し、その苦痛はまことに大きなものである。それに後藤伯との子は大正十二年一月産聲を擧げて生れたが、後藤伯の方ではこの子まで自分の子だと認めてはくれない。もう六歳にまで成長してゐるが、六歳の私生兒を抱いて悲境に泣いてゐるのは正に大きな悲劇である。で、これが慰籍料は四萬圓としていたゞきたい。

それから子供を生むとき聖路加病院に入院してゐたので、その費用一千圓は當然後藤伯の責任に歸すべきだ。

後藤伯に言はせると、順子との關係は夫婦などゝいふものではなくて、單に妾として招んだだけのことだと言ふが、それは嘘だ。第一藝妓をしてゐる女を妾とか隠妻とかに落籍するには

抱主に大金を積まなくては出来ないことで、順子の場合など少くとも二萬圓は要る筈なのを、後藤伯の申込みが正式だつたからこそ

自發的に廢業して 二萬圓どころか少しも金を出させなかつたのだ。若し妾なんかと言

ふんなら、誰がそんな好意を見せるものか。

婚姻披露の時だつて普通の持ち物を持つて行つたんたし、その時など後藤伯が使つた金は慶業祝儀品を分配する費用として二千圓ほつきりだつた。だから今更妻としてゝはない、妾だなんて言へた筋合のものではない。

大正十一年の七月には、順子は母を通じてどうして約束を行つてくれないのかと詰問し、子供が出来たらどうしてくれる心算ですと突込んだところ、後藤伯は平謝りに謝つて、子供が出来たら引き取ると云つて手當金五百圓を渡し、翌月から二百五十圓宛を渡すことを約束したがその後一回だつて金は受け取つてゐない。だからその妥協にしたところで無効になつてゐるわけだ。

この主張に對して、當の伯爵は頗るあつさりした抗辯をしてゐる。

京阪地方へ旅行したこと、金をやると約束したこと、花岡貞子と結婚したことは事實その通りだが他は全部否認する。

第一婚姻豫約だなんて大袈裟に考へるべきもんじゃない、妾として關係してゐたので、例の金を出す約束したのはその手切金である。順子は同棲中他の男と私通してゐた。だから生んだ兒は私の兒ではない。さうして一切示談で済んでゐる筈なのを今更開き直るといふのも少しをかしい。

又契約不履行の事實があつたとしても、順子は又藝妓となつてゐるのだから、さうく大變な損害賠償をすることは出来ない。

一六、妻か妾か

この判決はどうなつたか。後藤伯は順子に三千四百九十五圓十五錢といふ、やゝこしい勘定の損害賠償をすることになつた。

この理由は次のやうなものである。

順子が藝妓稼業をしてゐるうち後藤伯と知り合ひになり、

遠くて近きは男女の中 仲よく京阪旅行と洒落込んで、以後愛の巢を營んでゐたことは

正に両方が認めてゐる。

順子の方では立派に婚姻豫約をしたんだと頑張るし、後藤伯の方は後藤伯の方でいや妾なんだと主張する、これでは話が纏らないが、當時の關係は證據や何かから推して順子の主張が正当である。殊に後藤伯の弟などは代々幡の愛の巢へ來ると、順子のことを「姉さん」と呼んでゐたさうだから、これは順子の言ふことを信する外ない。

後藤伯と花岡貞子との關係にしても、たとへば順子が家に居るにも係らず貞子を呼び寄せ、順子の前で二人仲善く飯を食つたなぞといふのは、人を馬鹿にする行爲である。それから順子を實家へ歸したのは、病院に通ふのに便利だからといふけれども、順子の不在中に貞子との關係が益々濃厚になつて行つたことから考へてみると、どうもその邊の意圖も少しばかり怪しくなつてくる。

それから一つ、私生兒の引取と慰籍料の約束云々の行きがりは、その後一度も約束を守

つておないんだから、當然解消してゐるものである。

かうしてみると、後藤伯の主張するやうに妾だといふことは出来ない。さうして婚姻豫約だつたとすれば、明らかに男がそれを破つたことになるのだから、責任は男の方にあると見るよ
りない。

ぢやその慰籍料はどの位が相當かと考へて見ることにする。後藤伯は京阪旅行に行つたとき順子が處女かどうかを調べるために醫者に連れて行つて診察すると、醫者は確に處女だと言つてゐるし、

自由廢業 をした経路や後藤伯に捨てられてから一度は昔の左襟を取つたが今は止めてゐることなど、全體を綜合してみると、三千圓が適當と思はれる。

出産する時の費用は確かな證據の残つてゐるのが四百九十五圓十五錢あるが、これは當然後藤伯の拂ふべき金なのに、知らん顔の半兵衛を決めこんでゐたんだから、これも拂つてやる責任がある。

で、以上合計三千四百九十五圓十五錢の損害賠償を適當とする。

これで當時の社會を騒がした藝妓と伯爵の貞操蹂躪問題は解決した。四萬圓の請求が三千圓餘りに下落するなんて、貞操の掛引もなか／＼樂な商賣ぢやない。

一七、慰籍料のレコード一萬圓也

大審院が始めて婚姻豫約不履行の損害賠償を認めたのは、大正四年一月であるが、其れ迄は明治三十一年七月十六日に初めて民法が施行されてから二十一年間許りは内縁の妻の權利などは少しも顧みられずに、婚姻届を出さないものは夫婦ぢやない、婚姻の豫約なんぞと言ふものは認めない、何でもかでも結婚したら直ぐ届を出すがいゝぢやないか、

届のない者は どんな事情があらうと法律は保護しないぞ、として居たのだが、日本廣しと雖も結婚と同時に届を出す者などは殆どない、暫らくの間は大抵内縁關係になつてゐるのが社會の實情だつたので、此れぢや法律が實情に適はない事がわかつたので、大審院で大評議を開いて大英斷の判決を下して、内縁の夫婦を「婚姻豫約」と云ふ名目の下に夫婦準備中のものとして保護する事に一決したのであつた。其れ以來今日まで婚姻豫約中の問題で澤山の事件が持

ち上つたが、そのうちレコードを作つた事件は、男が女に一萬圓を拂へと判決されたのはたつた一つある。

男の名を山本榮次郎、女を荒井ムメと言ひ、結婚後十三年目に榮次郎がムメとの夫婦關係を拒絶したものである。

事件の概要は次のやうになる。

榮次郎とムメは明治四十二年、儀式を擧げて結婚し、大正十年に至るまでの十三年間同棲生活をして来たのを、何の理由もなしにムメを實家へ歸らせるやうなことにしてしまつた。

榮次郎に云はせると、「俺ア入籍を拒んだ覚えはありません。母が病氣で寝てゐるのを見捨て、ムメが勝手に出て行つちまつたんですから、此方には責任があらう筈がないぢやありませんか」と白を切る。ムメは實家の方で戸主になつてゐるんだから、入籍しようにも仕様がな

ぢやないかともいふ。
だが十三年も苦勞を続け、いゝ婆さんになつた頃「お前はもう要らん」と投出されたんではムメさんも可哀さうだ。

判決文を通して一萬圓の理由を見ると、

ムメが戸主であることは間違ひないが、榮次郎の方で入籍させやうとさへすれば、すぐにも隠居といふ方法を取つて戸主でなくすると言明してゐる。女で戸主の人が、結婚するために隠居するといふことは今迄随分行はれた手段で、實際さうすることが出来るんだから、單にムメが戸主だからと云ふので入籍を斷るといふのは間違つて居る。それしきのこととて責任を逃れようとしてもダメだ。

ムメは十三年間、何の不都合もなしに一生懸命働いて

大和撫子の操 を捧げてゐたのに、榮次郎の方では何かと冷たくしてゐたのも怪しからん母の病氣を捨て、出て行つたなんて言つてゐるが、それやまるつきり反對で、ムメが看病しようとするのを榮次郎が「餘計なことをするな」とばかりに邪魔してゐるのではないか。

とあつて次のやうに申し渡された。

「果して然らば被告(榮次郎)は其の婚姻豫約不履行により、原告に生じたる有形無形一切の損害賠償をすべき義務あるのは明らかであるから、進んで原告主張の數額の當否に付案するに

證人藤井和吉、藤井サキの證言及び成立に争ひなき甲第三號證により明らかである如く、久しく海軍省屬官、宮内省官吏等を勤めて目下恩給生活を爲し居る安政元年生れの父、高等工業學校を卒業し目下三菱造船技師を奉職して居る弟を有せる原告が、二十一歳で始めて被告に嫁し、爾來十數年來の久しきに亙つて専心被告家の爲に盡し、既に三十歳を過ぎて婚期を失ひたる今日に於て、何等責むべき理由なきに拘らず婚姻豫約履行を拒絶されたるもの前段の如くで婚姻豫約破棄の例は多いけれども、同棲十三年の長期に亙り徒らに貞操を蹂躪せられ、何等の理由なくして破棄された本件の如きは蓋し稀であると言はねばならぬ。之に對する原告の精神上の苦痛は甚大であつて、之が慰藉として原告の父弟の地位、原告の教育程度、原告が被告家に在りたる間の状況及び鑑定人山名篤義の鑑定、成立に争ひなき甲第一號證同第四號證により、被告が相當資産を有する點等に參酌するときは、金一萬圓の金銭的賠償を求めざる原告の請求は決して不當と認めざることは出来ないから、原告の請求は全部之を認容すべきものとす（大正十一年五月八日東京地方裁判所判決）

これでレコードを作つた一萬圓損害賠償事件となつたわけである。

一八、男の慰藉は如何

なんぼ婚姻豫約不履行の慰藉料だと言つても、是非とも女が男に請求しなきやならんと限つたもんでもない。場合によつては男だつて大いに嫌天下ならぬ不貞な女に、慰藉料を請求することだつて出来るのである。たゞ男の場合は今の日本に於ては女に較べて瑕物になる程度が遙かに少ないのだから、慰藉料にしてもさうく澤山は取れない。

實例として 土井代吉、池田あやといふ夫婦の争ひを書いて見ることにする。

この二人は大正十一年中、高砂やアといふことになつて二世までもと契つたのであるが、そのうちあやは叔父の家へ行つたまゝ歸つて來ない。そこで花婿殿が氣がもめたぐらゐならいゝのだが、あやさん飛び出してから面白くないことを云ひ觸らす。「土井の家の血統はどうもよくない。現に近親のうちにそんな徴候がある」といふのだ。

歸つて來いと言つても歸つて來ない。海軍一等水兵の代吉君眞赤になつて怒つてもどうすることも出来ない。そのうちあやは他の男と結婚してしまつたので代吉君額に蒼筋を浮かして不

貞女を罵つた。

男だとは言へ初婚だ、海軍一等水兵の肩書が泣くばかりぢやなくて、正々堂々と裁判所で争はなくては気が納らなくなつた。

そこで請求したのが六百三十六圓の損害賠償、その内譯は五百圓が慰藉料、結納及び酒肴料二十一圓五十錢、媒酌人への謝禮金が十一圓、結婚式の費用總計して百三圓五十錢、といふわけである。

不貞だとか不貞でないとかの池田あやはこれに對して何と答へたかといふに、

「損害賠償をせいなんかと威張れた柄ぢやないでせう。

結婚はしたが、婚姻届は出してゐないこと、土井が海軍一等水兵で勳八等に叙せられて居り恩給が二百六圓で、除隊してから大阪市役所のお役人になつたことは正にその通りで、チツとも不都合はありませんが、土井と同棲中大正十二年土井の親戚に血統の悪いものがあることを聞いたので、私の父から婚姻解除を申し込んで夜具と金一封を渡して合意解約となつてゐる害ですから、今更損害賠償なんてのもどうかと思ひますわ」

と啖呵を切る。

かういふ譯でひどくこの争ひはもめたが、結局次のやうな判決を下された。

池田あやが婚姻届を出さうともせずにて、大正十二年になり亭主をほつたらかして他の男と結婚したのはよくない。

血統の悪い家だからと言つて合意解約したさうだが、その邊はもつと確實な證據を見せて貰はんきや、たゞ金切聲を擧げて叫んだばかりでどうもさうとは受け取れない。だからあやは不履行に依る損害を拂ふ責任があることになるが、その金額を定めよう。

土井が恩給取り勳八等海軍一等水兵で素行善良な男であることや、初婚であることなどから押してみると、この男も相當大きな精神的苦痛を受けてゐるものと見んきやならん。尤も相當大きな苦痛たつて、女の場合と違ふんだから瑕物になつた女なぞに較べると大したこともなからう。で慰藉料の方は百五十圓といふことにする。

それから土井からあやに贈つた結納酒肴料は證人の言によつて百二十一圓五十錢、媒酌人への謝禮はこれも證言によつて金五十五圓、婚姻式の費用は百三圓十一錢七厘、合計二百七十九

圓六十一錢七厘の損害になるから、それだけあやは拂はなくちやならん。

七厘は四捨六入して、一錢に數へるなんて、この場合そんな譯にはまゐらぬ。動八等の手前代吉君の頑張り振り、以上の如し。

一九、金で買はれる貞操

貞操慰藉料の話をしてゐるうちに、何時の間にやら随分澤山の例をひつばつて來てしまつた中には一萬圓の五千圓のと、どうやら大金に近い慰藉料を得たものもないではないが、かういふ事件の大部分は五百圓だの四百圓だのといふ處で、女郎に賣られる田舎娘の身の代金よりは遙かに安いと相場が定まつたやうなものだ。

金が物言ふ世の中である。女の生命である貞操を投げ出しての代償が、五百圓平均としてたら何と諸君、あゝあゝと溜息が出るほど淺ましいもんぢやなからうか。

尤も貞操なんて言葉は忘れちやつたらしいそこのモガさんたちは何とも思ひやしないだらうが、天上天下に唯一人、思ふその人にだけ捧げようと悲愴な決心の下に捧げた身體を、さ

んぐの玩具にされて「もう要事は無いから出て行け！」なんかとあつさり紙屑かなんかのやうにもみ捨てられて、男の方では何五百圓だから安いもんさといふ顔をされるんだつたら、日出づる國の乙女も堪つたもんぢやない。

それでも昔から見れば貞操の自由を興へられてゐるだけに樂なのである。人間の結婚の歴史を振り返つてみると、なるほどあるわあるわ、永い間女はまるで男の性的慰安機具になつてゐたやうなものではないか。

天地開闢の神代の昔はいざ知らず、十字軍時代の貞操帯、掠奪結婚時代の奴隸みたいな女の境遇、賣買結婚から贈與結婚、日本なら戦國時代から徳川時代、政略結婚の引出物、何時の時代だつて女が人間として取り扱はれた時代があるか。鉛筆かなんぞのやうに、使ふだけ使つてしまへば、女の價値は零になつてゐる、兎に角男から見れば女は道具だつた。

それが何とか彼とか言ひながらも、法律にまで貞操の自由を認められたんだから、まアさう悲觀することはないさ、などとたかをくくる奴はくゝれ、五百圓や三百圓で一生を盡無しにされる女は返すくも悲しい。金が物言ふ時代の矛盾である。とだけで我慢出來やうか。

だからして銅御殿の生活をさらりと捨て、貧乏法學士と戀愛の自由を高唱する令夫人も出かけやうし、大根足を臆面もなくニユツとブラ下げた、燕に目をつけたやうな婦人參政權業者が、嘎れた聲を張り上げて「男性の横暴に對してみなさん!!」なんてやり出すのも尤である。かういふ依怙の沙汰を世の中から絶やす爲にも、

女の地位と權利 はもつと高まつてもいい。況んや婦人も職業戰線に立つて、宿六同様の収入を獲て來なければ暮らせない時代になつて居るんだもの。殊に況んや亭主は失業して家に留守居をし、細君だけは安い給料で使へるのを幸にして働かせられ、逆に細君が一家を支へてるなんかと云ふ皮肉が續出する事になつたら、如何に男がガンバつても今のまゝでは治るまいよ。と、大分理窟つほくなつたがこれだけ附け加へておかう。

結納の性質

一、結納を返せ

裁縫に餘念のない娘をチラと見て、

「あの娘ももうお嫁にやらなきやア……」

といふ頃には、

「ねえお前、お前ももう年頃だし、かういふ縁事は逃がさないやうにした方がいゝと思ふんだけど……」

と、それとなく言つて來る母の顔も眺められない位恥しく、俯向いたまゝ顔を眞赤にするといふことになり勝ちなものである。

さうしていよ／＼嬉しいことになると思つた頃切り出すのは、

「ちやア早速、思ひ出す日が黄道吉日ですから、結納を交すことに致しませう」

と早くも此處に結婚への第一歩が踏み出されてしまふ。

この結納といふものは 日本は何處へ行つても昔から行はれる習慣になつてゐる。

「もう結納が済んださうだ」

と言へば間違ひなく結婚するといふことになる。だから結納といふものは結婚についての、今後不平は申し上げぬ、といふ固い約束を保證する役目をするものである。

此を裁判所に法律的に説明させると、大審院では「結納なるものは他日婚姻の成立すべき事を豫想して授受する一種の贈與」だと六ヶ敷く述べる。がどつちにしても約束の固めの印だ。ならばこの固い婚姻の約束が不幸おチヤンになつて、婚姻の豫約不履行といふことになつた場合は、やつた結納を返してくれ、と主張することが出来るかどうか、それについて少しばかり理窟と實際とをチヤンボンにして考へてみよう。

二、結納と夫婦別れ

正坊が林檎を二つ持つてゐるところへ隣の喜坊がやつてきた。喜坊はその林檎が欲しくなつ

て指を啣へた。

「林檎欲しいのかい、一つあげようか」

さう言つて正坊は喜坊に林檎をやつた。

この場合正坊は何の條件もなしに喜坊に物をやつたことになる。

ところが正坊、なか／＼抜目のない子だつたと見えて、

「その代り今日は僕のお馬になるんだよ」

といふ契約を結ばせてしまつた。

かうなると條件付の贈與だから、喜坊が正坊のお馬にならなければ林檎はやらない、林檎ばかり貰つてお馬にならなかつたら、その林檎を奪ひ返す権利が正坊にはあるわけだ。

結納といふのも要するにこの條件付の贈與である。これを受け取つた以上結婚しなければならぬぞ、といふ意味の贈り物である。

だから當然 贈り物だけ請け取つておきながら結婚しないとすると、その贈り物を返して貰ふことが出来る。

それだけなら問題はないのだが、結納を貰つて結婚した。結婚はしたがすぐ立別れになつてしまつた、といふ場合、その結納は果して取り返すことが出来るかどうか、となるとさう一概にやさしい問題でなくなる。

この場合は結納を返せと言ふことは出来ないのである。何故かと言へば、結納は決して夫婦別れはしませんといふ條件で取り交はしたのではなく、必ず婚姻しますといふ條件で交はしたのだから、一日でも事實上夫婦としての交り結びさへすれば、その役目は立派に済ませたことになる。夫婦別れとはどんな關係も持つてゐないのである。尤最初から結納だけ取るのが目當てで、結婚した、「一日たつた、其れ行て行け」と責め立てるのでは、之は詐欺取財だから犯罪にはなる。

だが、夫婦になつたのに別れるのは怪しからん、そんならやつておいた結納は返してくれ、なんて力み返つたところでそれは御無理といふものである。

三、花婿殿の憤慨

理窟ばかりではいけないから此處に實例をお話することにしよう。
黒田久藏なる男、鈴木ワキといふ女と婚約が整つたので、金二百十圓也を携へて行つて、「これを結納として受け取つて下さい」と女の父鈴木彌三郎に渡した。

さアこれで一安心、と落ち付き拂つて結婚式を嬉しいやうなくすぐつたいやうな氣持で待つた。吉日を選んで晴の華燭の典といふことになり新妻を抱えて久藏君一人微笑んでゐた。勿論正式な届出はまだしてなかつた。

ところが嬉しい時代の夫婦に何か一寸したことが問題になつて、

「このお多福阿魔め！」

「何言つてやがるんだ、女の腐つたみたいな奴の癖に！」

と唾み合つて、川中島の對戦みたいに虚々實々丁々發止、たるところを發揮してしまつた。これが普通の犬も喰はん奴だつたらよかつたのだが、事が大きくなつて何時になつても穏やかに平和條約締結といふことにならない。

こんな事では仕方がないからといふので、兩方の親たちが集つて仲直りの方法を講じたが、

御兩人の對峙は依然として續く。一方が天邪鬼と言へば一方はこのさんびん野郎と罵る。これぢやどうも一生連れ添ふのも難しからうからといふので、事を穩やかに示談にして夫婦別れといふ事になつた。

そこで黙つて引き退つてゐればこんな問題は起らなかつたのだが、花婿の久藏君、何としても渡しつ放しになつてゐる結納金が惜しくつてならない。あんな女の親父にやるくらゐなら取り返してやれと、たうとう京都地方裁判所に持ち出してしまつた。

そこで久藏君は、あの結納金は結婚するといふ條件の下に渡したんだ、私たちは少しの間同棲してゐたが正式な結婚はしてゐない、だからあの二百十圓也は返さなきゃならない金だ、と頑張つた。が、この久藏君の力説はペシヤンコにやつつけられて、結局それや無理でござらうといふことになつた。

その時の判決にかういふことが言はれてゐる。

結納を渡す時、これは正式な結婚をしてくれなければ取り戻します、と言つてそれを先方に承知させておけば、久藏君の主張は成程御尤もといふ譯になる。だが久藏君は黙つて結納だと

渡したんだから普通の場合として考へなければならぬのだが、それだと既に

事實上夫婦

でゐたんだから、それだけでもう結納金の役目は果されてゐるわけだ。

だから娘をやる約束をしておきながらやらなかつたと言ふのなら兎も角、事がそこまで行つたとすれば結納金は返す必要はない。遠慮なく頂戴しておきなさい、といふ事になつて久藏君の敗訴となつた。

四、結納の不當利得

結納を受け取つておきながら結婚しなければ、それを返さなければならぬのが當り前だといふことは前に言つた。それについて大審院の見解をむづかしい言葉のまゝ御紹介に及ぼう。

「男女の婚姻成立に際し、嫁婿の兩家より相互に又はその一方より他の一方に對し、結納と稱して金錢布帛を贈るは、我國に於ては古來行はれる顯著な式禮であつて、其の目的とする所は主として婚姻豫約の成立を確證するにあるも、兩者の希望せる婚姻が將來に於て成立して親族關係を生じた上は、相互間に於ける親愛なる情誼を厚ふせんが爲めに、之を授受するもので

あることも亦我國一般の風習として毫も疑ひを容れないところである。故に結納なるものは、他日婚姻の成立すべきことを豫想して授受する贈與の一種であつて、婚約が後に至り當事者双方の合意上解除せられる場合に於ては當然その効力を失ひ、給付を受けたものは其の目的物を相手方に返還すべき義務を帯有するものである。蓋し婚姻の豫約解除せられ、婚姻の成立すること能はざるに至りたるときは、之によりて證すべき豫約は消滅し、又温情を致すべき親族關係は發生するに至らずして止み、究局結納を給付した目的を達する能はざるが故に、斯くの如き目的の下に其の給與を受けた者は、之を自己に保留すべき何等の法律上の原因をも缺くもので、不當利得として給與者に返還すべきを當然とする」(大正六年大審院判決)

即ち結納といふ奴は結婚を保證する爲に渡すものだから、結婚の形式がなければ、つまりそれを實行しなければ返さなければならぬといふのである。

「婚約調ひたる後、夫が妻に遺したる結納の金品は婚姻の届出を爲すと否とは指いて問はず苟も合食の式を挙げ、事實上夫婦となりたる以上は後日婚姻解除するも右結納金品の返還を請求するの権利なし」と簡單明瞭に説明した判決もある。

欺して貞操を蹂躪した場合

一、貞操と偽瞞行爲

結婚はしたがどうも面白く行かない。最初は嘸かし幸福だらうなアと思つて二人が一緒になつて見たのだが、想像と事實とは大變な違ひ、忽ち「三下り半」といふ悲劇に、なつてしまふのである。

兎角人間なんて勝手な者だ。田舎に居れば東京はいゝだらうなアと憧憬れる、東京へ出さへすればどんなことでも出来るやうな氣がすると。獨りで勝手にさういふことに決めてしまふが、偕其東京へ出て来てみればこは如何に、握り飯一つにもありつけない街頭のルンペンの群に投じてゐる自分に氣がついて、龍宮から歸つた浦島みたいな顔をして幻滅を感じて吃驚し始める頃はもう遅い、につちもさつちも行かなくなつて東京へなど來なけれやよかつた、と故郷の空を眺めては溜息ばかり吐いてゐる。

結婚などもそれと同じで、あの女と一緒になつたら嘸かしよからうと夢を見てゐるうちが花なのだ。いよ／＼添つてみると案外詰らないのでゲツソリする。といふわけで今迄長つたらしく書きつけて来たやうな裁判事件となる。

がこれなんかはまだ／＼の上だ、非道いになると初手から女を瞞す心算で採算を立て、かゝる奴があるんだから女の方こそ災難だ。

「俺の女房にしてやるから……」

との口上で言ふ事を利かせてゐるんだが、その實御當人は其女を女房にするどころかあはよくば少し掃き上げようなんていふ不了簡を抱いてる人もあるんだから、實際以て油断も隙もあつたもんぢやない。

殊に世の中がかう不景氣になつてくると、聖代の有難さもどうやら影が淡く、

百鬼夜行 そのまゝの犯罪充満時代になつてくるから大變だ。女が「あゝ瞞された！」と

氣がつく頃には、男は何處かで赤い舌をペロリと出してゐるといふことになるかも知れない。娘持つ親御さんの苦勞も並大抵ぢやあるまい。

ぢやその瞞されて貞操を蹂躪され、ボンと抛り出されたやうな時はどうなるか、少し法律的な解釋を探してみよう。

二、欺瞞結婚は不法行爲

求 妻

當方三十八歳男子財數十萬
性温厚二十四五歳の處女を

求む麴町區〇〇町××番地××宛

こんな風な新聞の案内廣告に釣られて行くと飛んでもない山かんにつつかることがある。山かんも双方承知なら別に問題にはならないが、ひどいになると貞操を弄ぶだけ弄んでおいて、後は藝者か酌婦に賣つ拂つちやふといふのもあるかも知れないから、よろしく御注意、御注意！

さてかういふ廣告を見てA子さんが行つたところ、なるほど立派な男が出て来てこれなら山

かんでも何でもなかつたと胸を撫で下ろしてホツとした。善は急げとばかりに結婚を済ませてから驚いた、その男は同じ手で澤山の女を釣つては次から次と關係してゐる。大抵の女は恥しさに無念を忍んで泣き寝入りしてゐるが、我がA子さん敢然として法に訴へるところがあつたとする場合、法律は之に對してどういふ態度を取るか。

これは勿論詐欺罪であるが民法第七百九條に、

故意又ハ過失ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

といふ條文があるが、これにも抵觸するものであるから、A子さんの加へられた貞操の侮辱は勿論損害を賠償させることが出来る。さうして

山かん先生は 今迄の幾つかの例と違つて、不法行為による貞操蹂躪といふことになるのである。こんな場合にばかり限つたことでなく、實際に結婚する氣もないのに女を籠絡してしまふのは皆不法行為になる。

三、齒科醫師の化けの皮

その實例として高橋勝治と永井いちの間に起つた裁判沙汰をお話しよう。

高橋勝治は媒酌人を通じていちに結婚を申し込んだ。それによると、高橋は齒科醫であるが先妻に死別したので家事が不如意だから、是非縁を結んでいたゞきたい、といふ鄭重な申し込みである。

いちは少しも疑はずに承諾し、早速ぢやアよろしくといふので着物や道具を持つて輿入れといふ段になつた。

ところが高橋は、いちがいくら申し出しでも入籍して正式の妻にはしてくれない。が、まア事もなく二三ヶ月を過ごしたところ、いちには意外なことを發見してしまつた。といふのは高橋が齒科醫だなんてのは嘘も嘘大法螺であつて、小學校を卒業したゞけの男に過ぎない、そればかりではなしに、勝治にはちやんととりといふ女房が正式にゐたので、おいちさん蒼くなつてしまつた。

妻に死別して母親と二人だからといふので話が纏つて、さて同棲してみると正妻があつて、その正妻は五人も子供を抱えて別居してゐると来ては、いかないちさんでも仰天して「瞞された！」と叫んだのも無理はなからう。

がおいちさんとて蒼くなつてばかりも居られない。

亭主の胸倉取つて 「一體どうしてくれるんです！」と難詰、普通の夫婦喧嘩とは場合が違ふ、高橋も謝つたりなだめたりした擧句、そのうち正妻のとりは離婚手續を取る、さうしたらお前の籍も入れよう、と泣き出しさうな顔になつたが、憤慨したおいちさんは「どうとでも勝手になさい」といふわけで實家へ舞ひ戻つてしまつた。

だが高橋インチキ齒科醫、このおいちさんに惚れてゐたと見えて、必ず正妻の方はかたを付けるから戻つてくれと、何回となく申し込んで来たが、おいちさんは振り向きもしない。着物や道具は返して貰ひたいといふ。だが高橋は之を返さうとはしない。

そこで持ち込んだのが東京地方裁判所、あれは不敵な男でかういふ詐欺を働いて私の貞操をメチャ／＼にしました。私の持物も横領しようとしてゐますから損害賠償を千圓出させて下さ

いと訴へ出た。

四、貞操詐欺代五百圓也

これに對して高橋インチキ齒科醫は、いちと同棲するとすぐ正妻のとりの方は離婚の手續きを取つたので、實家に戻つたいちに、愈々入籍するから戻つてくれと云つても、却つていちの方から拒絶して来たんだから、私の方には誠意はあると答辯した。

で、東京地方裁判所がどんな判決を下してゐるかを見よう。

勝治には正妻があり子供が五人もあるのに、母親と二人暮しだとか齒科醫だとかと嘘八百を並べて、いちと婚姻豫約をしたのは怪しからんやり方だ。眞にいちと結婚する心算がなく。單に一時いちの貞操を弄ばうとしてやつたことゝしか考へられない。故意にいちの名譽と

貞操上の自由を侵害したものである。いくら高橋が抗辯してもこれだけはどうすることも出来るものぢやない。

勝治は大正十二年五月とりとの離婚手續をしてゐるが、それは結局この場合不法行爲を取り

消すことの出来ないことだ。いちに對して今度こそ入籍するからと交渉したところで、もう既にかういふ貞操蹂躪をしてゐる以上、いちが復縁を斷つたからつて、どうなるといふものではない。

事がかう決まれば高橋は當然いちに損害賠償をせねばならないことになるが、その額はどの位が適當であるかを考へてみよう。

いちが高橋の所へ嫁つたのは二十九歳であり、高橋の學歷が小學校卒業といふこと、欺して故なく貞操を弄んだこと、その他等々の事實を考へてみると、いちの受けた精神上の損害は相當に大きなものであると言へよう。然し妻があるかどうかなどは、一寸高橋の戸籍役場へ行つて調べさへすれば分ることなのに、こんな重大な場合にもそれだけの手數を取らなかつたのはいちの方にも落度がある。これらを全部考へてみると、この事件の賠償金は五百圓が相當であるとされたのだ。

高橋インチキ齒科醫、正妻は離縁するしいちには損害賠償を取られるし、こゝの處一舉兩得どころか、二兎に一度に逃げられたといつた恰好である。

武勇傳的貞操蹂躪

一、淺間しい獸慾の犯罪

今までの例は女の貞操を蹂躪したと言つても、欺したにせよ欺されたにせよ兎も角一應は結婚する事にしませうと承諾させておいての事なんだから、悪いことには相違ないが、まだく少しは人間の皮を被つたところがある。

肉に飢えた狼 のやうな男が、通りがりの女を矢庭に引き倒して、有無を言はせず暴力で自分の獸慾を満足させる、かういふ例はよく新聞紙やなんかで散見するところである。

誰しも持つてゐる本能とは言ひながら、こんな眞似をしてまで醜い性慾を處置しなければならぬのかと思ふと、淺間しくもあれば情なくもある。腕力にかけたら男は勿論女より強いのだから、やらうと思つて機會さへあれば出来るであらうが、少くとも一九三一年の社會人である男が、まるでさかりの付いた犬のやうなことをするに至つては、何の爲に人間が苦心して此

處まで進化して来て、猿や雞と違つた文化生活を営むに至つたのか判断に苦しまざるを得ない
 世の男性は 自分たち自身の爲にもかういふ犬にも劣る不徳漢を、この社會から失くなくす
 ことを心掛けるべきだらう。

一、強姦の末は？

では強姦をするとどうなるか？

十三歳以上の女を擲へて暴力を以てか又は脅迫して性慾を満足させた者は二年以上の有期懲
 役といふことになつてゐる。若し十三歳に満たない女であれば假令暴力は用ひなくても、矢張
 り強姦罪として之と同じ刑を受けなければならぬ。

又魔酔藥を 含まして置いて、心神を喪失してゐる最中男が自由にしても、眠つてゐるの
 を黙つて姦淫してしまつても、之と同様二年以上の有期懲役といふことになる。要するに十三歳以
 上の女の承諾を経ずして勝手に黙慾の犠牲にするに強姦罪になるわけである。

さうしてこの強姦罪といふのは、相手が女でありさへすればどんな女であつても成立するの

である。例へばヨボくの皺くちや婆さんであらうが、伯爵夫人でもエンヤコラの女労働者で
 も、淫賣婦ですら承諾を経ずにやると強姦罪なのである。

かういふ風に、強姦をした者は刑事上の犯罪者として二年以上の有期懲役に處せられるが、民事
 上でも損害賠償の責任がある。その損害賠償は、強姦された女の社會上の地位、身分、境遇、
 つまり伯爵夫人であるか淫賣婦であるかによつて多かつたり少なかつたりする。

この民事上の損害賠償請求は、別に民事裁判所へ訴へ出なくても、男が強姦事件の被告とな
 つて、刑事裁判で裁かれてゐる時ならば、其裁判進行中に被告事件に附け加へて裁判して欲しい
 と請求すればいゝのである。さうすれば提出した書類に印紙を貼らなくていゝことになつてゐ
 るから、頗る経済的で便利なのである。

それからこの強姦罪といふ奴は事、婦人の名譽に關するから親告罪といふ部類へ入れてある
 即ち被害者たる女が、男を検事局に告訴しなければたとへ裁判所では、事件を承知して居ても
 見て見ぬ振りをする。其所で女から告訴を起して犯人の刑事上の責任を問ふには。

犯人を知つた日

から六ヶ月以内に告訴の手續を取らなくてはならない。六ヶ月過ぎる

と、告訴しても取り上げないことになつてゐる。だから、先づ男を告訴して刑務所に打ち込んでから、其裁判の折に損害賠償を請求すると云ふ手順に運ぶのが多いが、中には到底叶はぬと男の方で折れて、損害の賠償を出すから強姦の告訴を取り下げて頂きたいと金を出して泣き込む事になるのが多いから、改まつて附帯の損害賠償請求などをせずとも片のつくのがある。

三、強姦の損害賠償事件

飯野きく子は谷新助に強姦された。そこで前項に説明した通りの方式で公訴に附帯して損害賠償の請求を起したところ、谷は強姦はしないと事實を否認して控訴した。これについて東京控訴院の判例を見ることにする。

飯野きく子はその日畑へ出てかなり疲れ、四時過ぎになつて家へ歸る途中、林の間に差しかゝると

突然怪漢が 飛び出して、あつといふ間に強姦されてしまった。顔を見るとこの谷新助で

ある。彼女はこのことを夫に話していゝものかどうか随分悩んだが、遂に敢然と立つて刑事告訴と同時に損害賠償請求の訴訟を起したものである。

事實がかうであるから、きく子は之が爲に節操を蹂躪され、精神上の苦痛を受けたことは明らかである。だから新助は、この精神上の苦痛に對して賠償の義務があることは勿論である。

さうしてきく子は飯野道夫の妻であり記録や證據によれば道夫の家は農家で、地租を十四圓八十八錢納めてゐる家柄であるから、身分や社會上の地位を考慮に入れてみるに、新助はきく子に對して慰籍料百圓を出すのを相當と認める。

で、原判決はこれと同じ内容を持つたものであるから、新助の控訴は凡そ意味ないものと言はなくちやならない。とて折角の控訴も役に立たずに敗けた。

四、強姦する男を殺した女丈夫

これは巴板額ならぬ昭和の女丈夫の話、佐野すみといふ女は強姦を逼つて来る男とエイヤツと渡り合ひ、持つてゐた鎌の柄で男の頭を殴りつけ、薬が過ぎてか男を殺してしまつた。

かういふ場合女に殺人罪が成立しやしないだらうか。

刑法に規定してあるところを見ると、急迫した不正の権利侵害に對して、自分自身又は人の爲に止むを得ず防禦した行爲は處罰されない。たゞその防禦が程度を越したときは、刑を減輕されるか全部免ぜられるかのどちらかになるといふことになつてゐる(刑法第三十六條)。所謂正當防禦といふ奴である。

今この佐野すみさんは、自分の貞操権を侵害しようとする男を、防衛する爲に死を賭して闘つたのであるが、相手が死んでしまつたのだから事が少しく穩當でなくなる。果してこの刑法に規定してある程度を超えたものにならないだらうか。

これを第一審の静岡地方裁判所の判決で見ると、矢つ張りこの昭和の巴板額、殺人罪に問はれて有罪に決定された。

それに不服で 東京控訴院に控訴したところ、やれ嬉しや無罪といふことになつた。

その判決の理由は次のやうなものである。

佐野すみはその午後、静岡縣富士郡富士根村小泉の代官屋敷と言はれてゐる山林で薪拾ひを

してゐたところ、折柄居合はせた石川喜十郎から情交を挑まれた。すみは言下にそれを斷つたので、喜十郎はすみの腕を掴へて引き倒さうとし、暴力で性交を遂げようとして來た。で、致方なくすみはこの暴力から逃れる爲に持ち合せてゐた鎌の柄で喜十郎の頭を二回殴りつけ、男がそこに昏倒したのを尙も大きく一撃を與へ、爲に喜十郎は激しい衝動を受けて即死してしまつた。これが前審では正當防禦の範圍を超えたものとして有罪といふ判決を下してゐるが、その證明はハッキリすることが出来ない。で、この事件はすみは無罪といふことにする。

で結局、男一人殺してしまつたのも、自分の身を守るには場合上致し方がなかつたものといふ判決になつた。

五、強姦犯人斬り捨て御免

今日では前項のすみさんと喜十郎のやうな場合には、正當防禦の程度を超えたとか、超えなるとか云ふ七面倒な法律論をやらすとも、強姦される女が、其男を叩きのめして殺しても、斬り捨て御免になる法律が發布されたから物騒だ。

昭和五年六月から實施されてる「盜犯等の防止及處分に關する法律」のうちで、婦人の貞操に對する現在の危険を排除する爲めに、犯人を殺傷したものは、當然刑法の正當防衛だつたものとして無罪にするとの規定がある。

此法律は、先年、東京市の内外に互つて説教強盜事件が騒がれて、上流中流の家庭や娘を持つ親御達が、頻々とおびやかされて不安に襲はれた潮時だつたので、少々面喰つた法律だとの反對論もあつたが、貴衆兩院を通過して法律となつたものだ。

尤も此法律が出来た以後、強盜を叩つ斬つた事件には此れが適用されたものもあるが、まだ婦人關係の問題としては、茲に引き出して物語りにするやうな實例も裁判例も無い。けれども強姦問題を書いたからには、此事を述べないと龍を畫いて睛を點ぜざる事となるから、其法律の要點を略述して、

婦人諸君の魂 を呼び起し、「無茶でもよいよ」と申していたづら男のいましめとするのも萬更ら無意義でもありませんまい。

一、盜人を防ぎ又は盜まれた品物を取り返さうとする時

二、凶器を携へ、門戸、塀垣を越えたり破つたりして、人家、邸宅、建物、船舶等に這入るを防がうとするとき

三、故なく住居、邸宅、建物、船舶等に這入つた者、又は出て呉れと要求されても立ち去らなかつた者などを追出さうとする時

と言つた場合に婦人自身なり、又は母や妻や娘などが貞操の危険に迫られたならば、婦人自身でも又は夫なり父なり子供なりが、「此野郎」とばかりに喰つてかゝつて、犯人を傷害させても或は殺しても、正當防衛として取扱ふぞと云ふ法律である。

尙其上に、自分が強姦されさうだ、娘が犯されさうだと思つて、恐怖、驚愕、興奮、狼狽の餘り犯人らしい者を傷害してもいいものだと言はれて居る。

だから今日の婦人は、自力救済で、「アレー」なんかと悲鳴を擧げてるよりは、吐嗟の間にズドンと水落しを一突きついで、男を打ち殺すだけの落ちつきさへあれば、貞操を守るためには傷害する事お構ひなしとされたのだ。女學校あたりで武術を稽古させるのも丸つきり無駄では無い事となつた。